

官報

号外

平成十五年三月十八日

○第百五十六回 衆議院會議録 第十五号

平成十五年三月十八日(火曜日)

議事日程 第十号

平成十五年三月十八日

午後一時開議

- 第一 恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 公共事業基本法案(第百五十一回国会、前原誠司君外三名提出)
- 第三 社会資本整備重点計画法案(内閣提出)
- 第四 社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 第五 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 公共事業基本法案(第百五十一回国会、前原誠司君外三名提出)
- 日程第三 社会資本整備重点計画法案(内閣提出)
- 日程第四 社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 日程第五 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成十五年三月十八日 衆議院會議録第十五号

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 公共事業基本法案外二案

午後一時十四分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

日程第一 恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長遠藤武彦君。

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔遠藤武彦君登壇〕

○遠藤武彦君 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十四年における消費者物価の動向等にかんがみ、普通扶助料に係る寡婦加算の年額について、平成十五年四月分以降、その額を引き下げようとするものであります。

本案は、去る三月十二日に本委員会に付託され、十三日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 公共事業基本法案(第百五十一回国会、前原誠司君外三名提出)

日程第三 社会資本整備重点計画法案(内閣提出)

日程第四 社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、前原誠司君外三名提出、公共事業基本法案、日程第三、内閣提出、社会資本整備重点計画法案、日程第四、社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長河合正智君。

公共事業基本法案及び同報告書

社会資本整備重点計画法案及び同報告書

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔河合正智君登壇〕

○河合正智君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、前原誠司君外三名提出の公共事業基本法案について申し上げます。

本案は、公共事業が国民の社会経済生活に多大な影響を与えること及びその費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることにかんがみ、公共事業に関する国と地方公共団体との役割分担を明確にするとともに、公

措置法の一部改正であります。

同法に基づく事業者への支援の対象に、海外においてエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する事業と、使用済み物品等の発生の抑制及び再生部品の利用の促進に関する事業を追加し、あわせて、同法の題名をエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法に変更するとともに、その廃止期限を平成二十五年三月三十一日まで延長するものであります。

第二に、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正であります。

従来の石油及びエネルギー需給構造高度化対策に、国内外で省エネルギー等によるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制のためにとられる施策であつて経済産業大臣または環境大臣が行うものに関する財政上の措置の追加等を行うこととするものであります。

以上が、本法律案の趣旨であります。(拍手)

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。山田敏雅君。

(山田敏雅君登壇)

○山田敏雅君 民主党、山田敏雅でございます。本日の本会議は、一時開会の予定でございました。一時十五分に始まりました。聞くところによりますと、小泉総理がイラク問題について一時から記者会見をしている、こういうことであつたというふうに聞いております。これは、国会を軽視する、まず国会でイラク問題について総理大臣は述べなければいけない、そつだと思ひますが、い

かがお考えでしょうか。(拍手)
冒頭に、このイラク問題について、外務大臣にお伺いいたします。

我が国は唯一の被爆国として国連を中心にして恒久平和を実現する、これが、私が理解しております我が国の外交の基本政策であります。いつの間にか、アメリカだけを頼つてやろう、このような外交の変節は一体どういうわけなんでしょうか。川口大臣、お答えください。

それから、この国会におきまして、イラク問題について、総理は、たびたび、状況を見て判断する、その場の雰囲気を考える、こういう答弁をなさいました。それと同時に、外務省は、国連において、早々と、アメリカを支持すると。一体、国会で言うことと国連で言うことと、どうしてこんなに違ふのでしょうか。そして、何の権限と何の根拠をもつて外務省は国連でこのような発言ができるのでしょうか。川口大臣、お答えください。(拍手)

本日の議題であります。
まず、地球温暖化について、皆さん御存じのとおり、地球温暖化はもはや手おくれの状況にあります。今すぐに排出ガスをとめても、地球温暖化をとめることはできません。北極の水は四〇％が既に溶け、南極の水は去年一年間で二十年分が溶けたと言われております。非常に重要な問題であります。

そこで、京都議定書でございます。この京都議定書は、世界的には日本が最も不利な不平等条約であると言われております。我が国は、省エネルギー政策を徹底的に進め、諸外国に比べ、もはや、省エネルギーを進める余地はほとんどございません。その中で、六％、さらに、実質的には十数％の削減をすることは極めて困難であり、諸外国に比べて不利な状況に立たされております。この削減ができなかった場合には、排出権取引、ある試算によりますと、毎年五千億円から一兆円を排出権取引で支払わなければならない、こういう

状況が来るかもしれない。これが我が国の状況であります。

そこで、環境大臣にお尋ねいたします。
このような中で、環境省は、非常に重要かつ強力なリーダーシップが必要と思われまふ。現在のところ、私どもにはそういうものが何と感じられませんが、この場において、環境省がこの困難な状況の中でどのような役目を果たすのか、決意を述べていただきたいと思ひます。

決意だけでは物事は進みません。環境省の年間の予算は、約二千億円でございます。すべての事業を含めて二千億円、これでこの日本の地球温暖化対策が本当に進むのでしょうか。お答えいただければと思ひます。

次に、経済産業大臣にお尋ねいたします。
この事業の中で、環境産業を創出する、これが我が国の非常に重要な点であると思ひます。

ドイツに見習うべき点がございまして。ドイツは、風力発電について、まず需要をつくるという政策をとりました。法律によって、電力会社が風力発電の電気を買い取る、これをまず決めました。その結果、百万キロワット、二百万キロワットの需要が生まれて、その結果、ドイツは、世界で最も進んだ風力発電の技術を完成することができました。今日では、数千億円の市場規模と数十万人の雇用を確保することができました。数年後には、ヨーロッパ全体では一兆円の産業になると言われております。

私は、このドイツの例を提案したい。これは、日本においては、電気自動車の開発をナショナルプロジェクトとしてやるべきではないかと思ひます。

電気自動車は、モーターとバッテリーだけで構成される、非常にシンプルな技術でございます。モーターとバッテリーは、日本は世界で最高水準の技術を持っています。この電気自動車をナショナルプロジェクトとして十兆規模の需要を創出することができれば、我が国は、世界に向けて大

きな環境産業を創出することができまふ。

この点について、再三、経済産業委員会でも提案いたしました。経済産業大臣の御意見を述べさせていただきたいと思ひます。

次に、本案の、議題になりました特別会計制度についてお尋ねいたします。

石油特別会計は、現在、会計検査院の報告によりますと、予算執行率が五八％、すなわち、四千九百六十七億円の剰余金が毎年発生しております。電源開発特別会計は、同じく千二百億円の剰余金が毎年発生しております。三十年以上前にできたこの制度は、明らかに抜本的な見直しが必要になっている、そういう状況にあると思ひますが、大臣はいかがお考えでしょうか。

この特別会計制度は、毎年、収入が決まっている。そのために、歳出のチェックが非常に甘くなつております。

例えば石油特別会計、石油の備蓄費用に年間に約三千億円使われております。石油をタンクに置いておくだけ、それだけでどうして三千億円の費用が必要なんでしょうか。私は、備蓄会社を訪問いたしました。会計を見せていただきました。この中に、詳しく見ると、歳出について大変甘いチェックが行われているというのが次から次へと明らかになりました。

北九州にあります白島、この備蓄会社は、備蓄会社は全国に八つございましてけれども、そのうち一つの白島でございます。この会社では、五年に一度、タンクの清掃を行います。油を出して、中を石けんで洗う。このタンクを洗うという清掃、これが一回につき六十億円使われております。何でこんな高いのか、聞きました。これは、一社しか、この仕事をできる会社がありません。すなわち、競争入札ではない。だから、一社が、六十億円と言えば六十億円でやらなきゃいけない。百億と言えば百億でやる。こういう内容でございまして。明らかに、このようなことをする一般の会社はないと思ひます。監査の甘い点だと思ひます。

もう一つは、電源三法交付金でございます。

二年前に、新潟県刈羽村のラピカという事件が起きました。この刈羽村は、全人口が五千人の、年間の予算が一億円の村でございます。この村に、二百六十億円という交付金が税金としてプレゼントされました。その結果、この五千人の村に、五つの体育館ができました。そのほかに、四つの公民館ができました。そして、すべての道路は一〇〇％舗装され、もちろん、上下水道は一〇〇％完備されました。

それでも、百八十億円余りました。百億円を現金で預金しました。さらに、八十億円をどうやって使えばいいか。通産省の外郭団体に相談いたしました。コンサルタントが八十億円の使い道の中身を助言いたしました。六つ目の体育館をつくりましょう、高級図書館をつくりましょう、日本で最も高価な茶室をつくりましょう、お年寄りが大変多いので野球場とサッカー場をつくりましょう、そういうラピカというプロジェクトでございました。茶室は、一畳十三万円、そして総檜づくり、庭はすべて総御影石、こういうプロジェクトでございました。

しかし、土を盛ってつくるべき運動場が、何と産業廃棄物を埋めてつくった、こういう不正が行われました。そして、十三万円の量、あけてみたら八千円の量が使われていた。総檜づくりが、あけてみると集成材ですべてつくられていた。八十億円のうち何十億円が、どこにどういふふうにごまかされたか、わからなくなっていました。

ここで一番重要な問題は、証拠が隠滅された。私も調査に参りました。竣工図面、何を使ってきたかという最終的な図面が紛失した。これでは、この大切な税金がどういふふうに正しく使われたか、わかりません。

経済産業大臣、外国では、大切な税金がこんなずさんな使われ方をすれば、嚴重な刑事罰をもって臨む。さらに、調査をする場合は、アメリカの場合では、FBIを連れていく、捜査権限を持つた人がやる。これで初めて、国民の前に真相が明らかになります。今回の法改正では、大変残念ながら、この点の反省が全く含まれておりません。このような法改正を今後するというお考えは、経済産業大臣、おありになるのでしょうか。お答えください。(拍手)

そして、今回の石炭等の課税、約六百六十億円の増税になります。さらに、二年後には環境税を検討するということがございます。そしてさらに、原子力発電所の税率もアップする、こういうことでございます。

これでは、電力の自由化を強く進めている、電力料金を下げなければいけない、こういう政策のもとで大臣は進めておられますけれども、業界の話では、電力料金をどんどん値上げしないとこれは対処できない。電力の自由化との整合性はどうかしているのでしょうか。お答えください。

環境大臣にまたお尋ねいたします。

自動車ユーザーは、現在、九種類の税金を払わされております。自動車税、自動車重量税、自動車取得税、軽油税その他、九種類でございます。年間に約九兆円の、自動車ユーザーだけでこの九種類の税金を払っております。さらに環境税が加わると、自動車ユーザーの重税感は大変なものになってまいります。そして、自動車の需要、個人消費は大変落ち込むことが予想されます。

この九種類の税金は、それぞれ別々に、そして歴史的な経過があって、本来廃止すべき税制もございまして。環境大臣は、この調整をする機能を本当に発揮して、まず、自動車税、九種類の税金の整理統合をできるだけ行って、それでもだめだったら環境税を検討する。いきなり環境税でもって増税する、これは私は間違いだと思いますが、いかがお考えでしょうか。(拍手)

最後に、我が国の財政構造は既に危機ラインを突破しております。このことが経済や国民に大変大きな不安を与え、景気対策をしても景気の足を引っ張る原因になっております。一般会計だけの

改革では、プライマリバランスを目指すという事は大変説得力がありません。非常に大きな改革を行わなければなりません。しかし、ここに特別会計の見直しを行うということがあれば、プライマリバランスは容易に説得力を持って国民に説明することが出来ます。

平沼大臣は、重要経済閣僚として、この特別会計の見直しを閣議及び財政諮問会議で強力に説得していただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣川口順子君登壇)

○国務大臣(川口順子君) イラクの対応について、二つお尋ねがございました。密接に関連をいたしますので、あわせてお答えをさせていただきますと思います。

我が国は、唯一の被爆国であるからこそ、イラクに対しても、安保理のメンバーに対しても、イラクの大量破壊兵器問題の根本的な解決を訴え続けてまいりました。そして、問題解決のための新決議の採択の必要性を述べてまいりました。国連における原口大使の演説も、このような政府方針を踏まえて、改めて新決議の必要性を訴えたものであります。

この点も含めまして、国会の場において、これまでも、政府の考え方を累次説明してまいりました。今後も、説明責任を果たすように努める所存でございます。

今回、安保理決議が採択されない結果となったことは残念でございますけれども、イラクが大量破壊兵器を廃棄すべきことについて、国際社会は完全に一致しています。その点で、安保理メンバー国、また、国連加盟国の間で、立場に相違はありません。米国は、イラクに対して武力行使を行うような場合にも、関連安保理決議に基づいて行動するものと考えています。

また努力を払った上での真にやむを得ない決断であって、正当性を持つものであり、我が国として、これを支持いたします。

限られたものではありませんけれども、平和への道は開かれています。イラクに対しては、最後の機会を逃すことなく、必要に対応をとることにより平和がもたらされることを強く求めます。(拍手)

(国務大臣鈴木俊一君登壇)

○国務大臣(鈴木俊一君) 環境省のリーダーシップについて御指摘がございました。

環境省は、地球温暖化対策推進大綱の策定や、京都議定書の国内担保法であります地球温暖化対策推進法の改正案の国会提出、環の国くらし会議の開催等による普及啓発など、地球温暖化対策を着実に推進してきたところでございます。

今後とも、与えられた予算を有効に活用し、ライフスタイルや事業活動などのあり方を根本から見直して、環境への負荷の少ない持続可能な社会を目指し、環境保全が経済活動の中に完全に組み込まれ、経済が発展すると環境保全も同時に進展するような社会の構築に、政府の先頭に立って着実に取り組んでまいりたいと存じます。

環境税と自動車ユーザーの負担する税金との関係についてのお尋ねがございました。

環境省としては、温暖化対策のための環境税について、二〇〇五年以降に導入が必要とされた場合に備えて検討を進めているところであります。

温暖化対策税の導入が必要となった場合、最終的にどの部門がどれだけ負担することとなるかということにつきましては、二〇〇四年の評価・見直しの結果を踏まえて検討すべきものであると思っておりますが、既存のエネルギー関係諸税との関係につきましても検討を行うことになると考えております。

なお、我が国の自動車に係る税負担全体の水準につきましては、政府税制調査会においても、国際的に見て高くなく、自動車の社会的コストや環

境の保全の観点にかんがみれば、その引き下げは適当でないといわれていると承知をいたしているところであります。(拍手)

(国務大臣平沼超夫君登壇)

○国務大臣(平沼超夫君) 山田議員にお答えをさせていただきます。

まず、電気自動車の開発普及についてでございます。

経済産業委員会でも、山田議員から大変重要な御指摘をいただいております。これまでも努力をしましてまいりましたけれども、さらに、経済産業省の中でも、学識経験者等を交えまして、積極的に展開する検討会も設けさせていただきました。御指摘のように、将来、地球環境を守るという意味で電気自動車は非常に有望な分野だと思いますので、私どもは、積極的に取り組んでいこう、このように思っているところでございます。

次に、特別会計について、剰余金が多い、こういうお話がございました。

ただ、特別会計の場合には、石油備蓄というものをやっております。そして、一たん緩急のときにこれを払い出す、効果的にやる、そういうようなことで剰余金があることも事実でございますし、また、電特会計におきましても、いろいろな対策費等もありまして、御指摘のような剰余金があることは事実であります。

これをできるだけ少なくして国民の皆様方に納得していただけるような効率化を図っていくというところは、私は大切なことだと思っております。御指摘を十分私どもは大きく受けとめさせていただかなければならない、このように思っております。

また、ラビカの問題について、具体的にお話をいただきました。

これは、御指摘のように、大変さまざまな管理があったことは事実であります。そういう意味で、本件につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づきまして、交付金の

返還命令を含めて、当省としては厳正に対処しているところでございます。

また、法令を遵守して交付金の適切な執行が確保されるように、当省ももちろんでありますけれども、地方公共団体、事業実施現場のそれぞれにおける再発防止策の徹底に努力しているところでございまして、さらに徹底をさせていただきたいと思っております。

補助金等適正化法には刑事罰の規定が既に盛り込まれておりまして、このような措置によりまして、電源三法交付金の支出が御指摘のようなさまざまなものにならないように、納得がいくように、効率的に行われるように、最大限努力をしております。

それから、北九州の白島の備蓄基地についての御言及がございました。これは六十億もかかって、かかり過ぎではないか、こういう御指摘でございます。

この備蓄タンクにつきましては、洋上の備蓄方式という特殊な方式によるために、開放点検工事を行うに当たっては、通常の地上タンクとは異なりまして、泊地内に仮設ドックを構築して行うことが必要となること、また、点検作業に特殊な技術、ノウハウ、知見が必要となることなどによりまして、御指摘のように、総額六十億円の経費を要することになったものであります。

いずれにいたしましても、この白島基地を含む国家石油備蓄事業の運営に当たりましては、効率的な事業の運営に努めていかなければならない、このように思っているところでございます。

それから、今回の法律改正による改革、さらに、もっとどうするのだ、こういうことでござい

ます。電源三法交付金の対象事業といたしましては、地場産業の支援でございますとか、福祉サービス提供等のソフト事業が実施できることによりまして、地域の多様なニーズに対応できるように、今回、発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進

対策特別会計法の一部改正法案を提出しております。

私どもとしては、今まであったそういう教訓を生かしながら、地域の皆様方や国民の皆様方が納得していただけるようなあり方にしてまいりたい、その方向で努力をしていきたい、このように思っているところでございます。

また、石炭に対する新たな課税に対して、経済に与える影響はどうかという御趣旨のお尋ねでございます。

今回の石油税の見直しに当たりましては、電源開発促進税について所要の減税をまず行うこととしておりまして、エネルギー使用者全体としての負担に極力配慮することとしているところでございます。

さらに、原料用の石炭については一切負担を求めないこと、さらには、激変緩和の観点から税率変更を段階的に実施することなどによりまして、新たに負担を求める石炭多消費産業の負担には配慮してやらせていただく、こういうことでございます。

さらに、石炭への課税と電力自由化との関係についてのお尋ねがございました。

今回のエネルギー関係税制の見直しは、エネルギー間の負担の公平を図る観点から、石炭を新規に石油税の課税対象とする一方で、電源開発促進税につきまして所要の減税を行うことにいたしました。その負担は大きいものとならないよう、そういう意味では十分配慮していると思っております。

このように、今回の税制の見直しは、エネルギー間の負担の公平を図ることが目的でございます。安易な負担の拡大を行うものではないと思っております。電力自由化により電力料金を下げるとい

う政策と矛盾する、こういうことは、このように私どもは思っております。また、特別会計の見直しについてのお尋ねがございました。

エネルギー特別会計は、エネルギー政策について、長期的な観点から安定的な財源を確保しつつ計画的に遂行するため、受益者負担の原則のもと、設置されているわけであります。

経済産業省といたしましては、本会計を含め、特別会計について、当然のことでありますけれども、不断に見直しを行って効率的、効果的に活用していくこととしておりまして、こうした検討の成果等は、これまでも経済財政諮問会議等の場において大いに議論をさせていただいております。御指摘の点も非常に重要なことでございますので、そういうことも含めて、これから経済財政諮問会議の場で議論をさせていただきたい、このように思っております。

以上でございます。(拍手)
○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

(議長退席、副議長着席)

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出)及び高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(渡部恒三君) この際、内閣提出、本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案及び高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国土交通大臣扇千景君。

(国務大臣扇千景君登壇)

○国務大臣(扇千景君) 本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案及び高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

平成十五年三月十八日 衆議院會議録第十五号

まず、本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案につきまして申し上げます。

本州四国連絡橋公団の平成十四年度末における有利子債務は約三兆五千億円となる見込みであり、管理費を上回る料金収入があるものの、利払いが大きいので、支出が収入を大きく上回っており、その財務状況は極めて厳しいものとなっております。

このため、道路関係四公団の民営化に関する当面の措置として、本州四国連絡橋公団の有利子債務の一部である約一兆三千億円を切り離し、国の道路特定財源により早期に処理すること等により、将来における国民負担の膨張を避けるとともに、本四架橋としての自立的経営を可能なものとするにとしたところでございます。

この法律案は、これを受け、本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案として、政府による公団の債務の承継に関する特別措置について定めるものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために、政府は、本州四国連絡橋公団の長期借入金及び本州四国連絡橋債券に係る債務の一部を一般会計において承継するものとしております。

次に、高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

高速自動車国道については、これまで、日本道路公団が有料道路制度を活用することによりその整備を進めてきたところでありますけれども、我が国の社会経済情勢の変化等に対応して、必要な高速自動車国道を整備するためには、新たな整備手法を導入する必要があります。

このため、道路関係四公団の民営化に関する当面の措置として、平成十五年度より、新会社によ

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案外一案についての閣議決定の趣旨説明に對する津川祥吾君の質疑

る整備の補完措置として、必要な高速自動車国道を建設するため、国と地方の負担による新たな直轄事業を導入することとしたところでござい

ます。この法律案は、これを受け、適切な地方負担のもとに国が高速自動車国道の整備を行うことができることとするための改正を行うものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

高速自動車国道の管理に要する費用について、国がその四分の三以上で政令で定める割合を負担し、都道府県がその余の割合を負担するものとしております。

以上が、本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案及び高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

ありがとうございます。(拍手)

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出)及び高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○副議長(渡部恒三君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。津川祥吾君。

(津川祥吾君登壇)

○津川祥吾君 民主党の津川祥吾でございます。ただいま議題となりました二法案につきまして、民主党・無所属クラブを代表して、質問いたします。(拍手)

まず、質問に先立ちまして、イラク情勢に関して、議員各位に一言申し上げます。

議員各位におかれましては、アメリカによるイラク攻撃が今どの程度切迫しているかは、無論、十分御承知のことと思ひます。客觀的に判断して、もはや、アメリカをとめることはだれにもできないようにも思われます。まさに、開戦前夜の様相であります。アメリカ国内においてさえ、「戦争には反対だが、もうどうすることもできない」、こういった声も聞かれるありさまであります。

私は、野党第一の民主党の一議員として、政府の外交姿勢を批判する立場にあります。国民に對する説明欠如の問題を初めとして、小泉外交は問題だらけであります。

しかし、今、小泉外交を批判することに果たして意味があるかどうかと思ひてなりません。政府の方針や姿勢を一切説明しようしない大臣に對しては、質問すること自体がむなしというところもありますが、それよりも、そもそも期待すべからぬ政府を批判しているだけで、我々が議員として十分に役割を果たしているであろうかということでありま

す。戦争を起すにはそれ相応の十分な正当性がなければならぬと主張される方がいらつしやいます。また、そもそも戦争を正当化できるような合理的な理由などあり得ないと主張される方もいらつしやいます。しかし、いづれの立場であつたとしても、戦争をやめさせることに理由を求める方はいないはずであります。

不可避に思われる戦争を回避させることができたとするならば、議員として、これ以上の仕事はあるでしょうか。与党議員として政府を支えるとか、野党議員として政府の非を追及するとか、当選回数を重ねるとか、まして、地元一本の橋をかけたかどうかなどということよりも、はるかに大きな仕事であります。(拍手)

私は、あえて、政府ではなく、議員各位に申し上げます。

とがないのかどうか。ボールはイラク側にある、政府は国民に對して説明責任を果たすべきである、国連の新たな決議なしの武力攻撃には反対である、これらはいずれも正しい見解だとは思ひますが、それらの見解を述べるにとどまらず、一政治家としてできることはないかどうか、特に与党議員の皆様方にいま一度お考えいただきたいと思ひます。

外務大臣には、官僚のトップとしてではなく、私は、外務大臣は民間出身であつたとしても政治家だと思ひますが、政治家として、この事態をいかに考え、いかに行動するおつもりなのか、お伺いしたいと思います。(拍手)

次に、法案について質問いたします。

まず、この二法案と道路関係四公団の民営化問題との関係であります。

道路関係四公団の民営化問題は、小泉改革の看板の一つであつたはずであります。小泉内閣誕生以来、派手な看板は掲げるものの、なかなか具体的な改革は進まない。それどころか、改悪されるものさえ目立ってきている状況であります。

そのような批判がなされたときに、総理が決まって小泉改革の成果として挙げてきたのが、この公団改革でありました。四公団は一体で民営化する、国費は投入しない、五十年以内に償還する、改革意欲に富んだ七名を選んだなどと、成果を強調されました。

ところが、昨年の十二月に民営化推進委員会の最終意見が提出されて以降、この件に關し、総理が正式に発言をしたのは、最終意見を「基本的に尊重する」という言葉だけであります。つまり、民営化推進委員会の最終意見に従つて公団改革を進めるかどうか、また、どのように高速道路網を整備していくかは、まだ政府としては具体的には何も表明しておりません。

そのような状況であるにもかかわらず、委員会の意見とは必ずしも一致しない今回の二法案を国会に提出してゐるのはなぜでしょうか。現在では、あれだけ注目された民営化推進委員会は、ほ

とんどまともな議論ができない状態に陥っている
と伺います。最終意見ですら生かされないようであ
れば、小泉改革の成果の旗頭であったはずの委
員会も看板倒れであります。

例えば、委員会では、通行料金について、「常
軌を逸している」として、現行の半額程度に引き
下げることを求めておりますが、今回提出された
法案にかかわる本四連絡橋については、さまざま
な制度を利用して、割引率は一、二割です。通
行料金は尊重する範囲ではない、基本ではないと
おっしゃるのであります。

国土交通大臣に、両法案と民営化推進委員会の
最終意見との関係についてお答え願います。

また、この両法案は、昨年十二月十二日に政府
と与党との間で交わされた「道路関係四公団の民
営化について」の申し合わせに沿った内容となっ
ております。道路関係四公団民営化推進委員会に
よる最終意見が出されたのが十二月六日、半年も
かけて委員会でも議論して結論を出したにもかか
らず、わずか六日後には、幾つもの異なる点を含
んだ申し合わせと与党と交わしているようでは、
総理御自慢の民営化推進委員会での議論がないが
しろにされていると言わざるを得ません。しか
も、さらに奇妙なことに、この政府・与党の申し
合わせの五日後、十二月十七日に、例の、「基本
的に尊重する」という閣議決定がなされておりま
す。

これら一連の経緯は極めてわかりにくい。果た
して、政府は、法律に基づいて設置された民営化
推進委員会の最終意見に対して、しっかり議論し
たのであります。

今まさに、その最終意見とは異なる内容を含む
法案を提出されていますが、いつ、政府の方針を
議論したのか。最終意見が提出されてから政府・
与党の申し合わせまでの間の六日間でありまし
ょうか。その後の閣議決定がなされるまでの五日間
でありましょうか。それとも、最終意見が提出さ
れる以前から政府の方針は決まっていたのであり
ましょうか。お答えをお願いします。

平成十五年三月十八日 衆議院会議録第十五号

高速道路関係の問題には、根本的に二つの問題
がございます。一つは、どのくらい高速道路を整
備すればよいかという問題、もう一つは、現状の
膨れ上がった債務をいかに償還するかという問題
です。

ただいま議題となっております二法案のうちの
一つ、本四公団関連の法案は、まさに後者の問題
であります。

現在、四・七兆円にも膨れ上がった本四公団の
債務を、だれが負担し、どのように償還すればよ
いか。負担者として考えられるのは、連絡橋利用
者、地域受益者、国民の三者であり、償還期限を
いつにするかによって、いつの時代の人々に負担
していただくかが変わってまいります。これまで
は、利用者に負担をしていただいております。これま
で、それを、今回、国民に、一兆三千四百億円のツ
ケを回そうというのがこの法案であります。

これまでの政府の説明では発生するはずのない
巨大な債務がなぜ生まれたのか、その説明が全く
なされず、責任の所在も明らかにされないまま
に、負担だけが国民にツケ回されるのであれば、
国民の理解が得られるはずありません。また、
他の高速道路などでは利用者のみが負担をしてい
る状況から比べても、公平性に欠くとの指摘も成
り立ちます。

なぜ、小泉改革の成果として強調していた国費
投入ゼロという決定をこも簡単にほごにしてし
まうのか。そして、なぜ、本州四国連絡橋公団の
債務だけを一兆三千四百億円も国民の税金で負担
しようとしているのか、その合理的根拠をお示し
いただきたい。

私も民主党においても、小泉内閣発足の以前
から、道路公団問題にはチームをつくって調査検
討をしており、この本州四国連絡橋公団に関して
は、やはり何らかの抜本的措置を速やかにとらな
ければならない危機的な状況との認識を持ってお
ります。しかし、それは、政府が示すような単なる
借金の棒引きではなく、いわば、民間で言うところ
の破綻処理に近いものであると考えております。

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案外一案の趣旨説明に対する津川祥吾君の質疑

海上という厳しい状況にさらされ続ける長大橋
でありますから、繰り返し荷重や超過確率の観点
から見れば、これらの橋が今後百年も使用し続
けられるとは考えにくい。厳しく見積もれば、百
年もつかもたないかというところでありまし
ょう。

そうであるならば、橋として最大の効用を發揮
させることを中心に据えて、建設にかかったコス
トや維持管理費を利用者、地域受益者、国民の三
者が全体で負担するというスキームも考えられな
くはありません。これととも、国民の負担を求め
るわけでありますから十分な説明が必要ですが、
何十年も先の需要を予測するよりも、現在の橋の
効用最大化の計算の方がはるかに確実であり、ま
た、わかりやすくもあるはずであります。(拍手)

政府の方針は、わかりにくい上に、余りにも短
期間に三転三転するという問題があります。この
本四橋についても、東名・名神の利益を充てるべ
きだと言ってみたり、本四の赤字を東名利用者に
負担させるのはおかしいと言ってみたり、通行料
金についてなどは、赤字に悩んでいるのに料金を
値下げするのはおかしいと言っていたのは、つい
最近の副大臣の発言であります。

今回の政府案によれば、この債務を切り離せ
ば、一割から二割の通行料金の引き下げを行って
も順調に債務が償還できると計算されております。
しかし、有利子債務の償還完了は今から四十
二年後の平成五十七年の予定であり、さらに、そ
の後にも、政府からの無利子融資の返済や国、県
からの出資金の返済を予定しており、結局、完済
はいつになるかは霧の中であります。しかも、こ
れだけ超長期になれば、橋の大規模な補修が必要
になる可能性も否定できません。さらには、どの
ような形で民営化されるか全く未定の状況では、
将来の返済計画を立てたとしても、某内閣の某大
臣の口癖のごとく、仮定に仮定を積み重ねた議論
であり、信憑性を持ちません。

果たして、今、一兆三千四百億円の債務移管だ
けで本州四国連絡橋公団の債務は収束する

のか。納得のできる、責任ある説明をお願いいた
します。(拍手)
次に、高速自動車国道法等の一部を改正する法
律案について質問いたします。

これは、先ほど申し上げました高速道路問題に
かわる二つのテーマで言えば、前者の方、つま
り、どのくらい高速道路を整備すればよいかとい
う問題にかかわります。

この法案も、民営化推進委員会の最終意見に基
づくものというよりは、根拠のよくわからない政
府・与党の申し合わせをもとにした法案でありま
す。

申し合わせによれば、新会社による整備の補完
措置として国と地方による直轄事業を導入する
とありますが、与党の方々は、そもそもこのフレ
ーズからしておかしいとは思いませんか。この
程度であって、その建設方法として直轄であ
るとかその他のスキームが選択されるというのが
筋であり、政府・与党の申し合わせの考え方は、
順序が逆であります。

また、この申し合わせを素直に読む限りでは、
九千三百四十二キロのうち特に採算の合わない区
間を三十年かけて直轄で建設するというものであ
ります。新会社は採算路線を五十年かけて建設
し、建設費を償還することになっていきますから、
このスキームは、今後三十年から五十年かけて、
いわゆる九三四二の残りの部分を完成させること
のみを設計しております。つまり、現在、政府が
必要であると主張している一万一千五百二十キロ
や一万四千キロといった数字は、この申し合わせ
の外にあります。

そもそもの高速道路網の整備計画を精査せず
に、必要性の議論をあいまいにし、事業予算の確
保ばかりを優先させようとした結果がこれではな
いでしょうか。申し合わせの言う三兆円で、一体
どこをつくるのか。平成十五年度予算案の中にも
一千億円計上されておりますので、どの路線を直
轄でやる予定なのか、お答えください。

また、地方に税源移譲を行うことも申し合わせにはありますが、地方には、国の高速道路計画に参加せず、その財源をもって、地域により必要性の高い幹線道路整備を独自に行うという選択が可能であるかどうか、あわせてお答えください。

最後に、本年二月末日をもって発売を停止された高額ハイウェイカードについて質問いたします。

これは、高額ハイカの偽造問題対策として、五万円券で八千円のプレミアがつく高額ハイカを廃止し、ETCによる前納割引に移行させようとするものです。しかし、これは、ETC車載器を持たない多くのドライバーにとって、実質的な値上げでありますし、そもそも、ETC車載器が開発されていない二輪車の利用者にとっては、完全な値上げであります。

偽造対策と言うのなら、一万円ハイカを五枚まとめ買いすれば八千円分のプレミアカードがついてくるようにすれば、五万円券をなくしたとしても割引率は維持できますし、そもそも、値引き相当額の料金を全体で値下げしてしまえば、高額のハイカがなくなっても、利用者の負担はふえません。偽造対策と言いつつ利用者に負担を強いるこのやり方に問題がないかどうか、伺います。

なお、かつて、通行料金を引き下げるべきとの要望に対して、割引率の高い高額ハイカを発売することで対応しようとした政府は、当時、絶対に偽造はあり得ないと断言して高額ハイカを導入、今日判明しただけで約十一億円の偽造被害を招くという決定的なミスをしてしまったことを指摘して、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣川口順子君登壇)

○国務大臣(川口順子君) イラク問題についてお尋ねでございます。

きょう、ブッシュ米大統領は、イラクに対して、サダム・フセイン政権がみずから平和の道を選ばなければ武力行使に訴えざるを得ないという通告をいたしました。

日本としては、今まで、国際協調のもとにこの

問題の平和的な解決を目指して、独自の努力を続けてまいりました。今回のブッシュ大統領の重大な決断は、さまざまな努力を払った上での真にやむを得ない決断であり、正当性を持つものであつて、我が国としては、これを支持いたします。

今回、安保理決議が採択をされない結果となつたことは残念であります。イラクが大量破壊兵器を廃棄すべきことについては、国際社会は完全に一致をしております。その点で、安保理メンバー国、また、国連加盟国の中で、立場の相違はないということですが、米国は、イラクに対して武力行使を行うような場合にも、関連安保理決議に基づいて行動をとることを考えています。

極めて限られていますが、平和への道はまだ残されています。イラクに対しては、この文字どおり最後の機会を逃すことなく、即刻必要な対応をとることににより平和をもたらすことを強く求めます。

私個人としてどういう努力をするかというお尋ねがございました。

きょうの午後、在日のイラク臨時代理大使にお会いをするというのを今調整中でありますが、残された短い時間の中で、平和的な解決を求めて、ぎりぎりの努力をしたいと考えています。

また、大量破壊兵器の拡散の防止を初め、一国だけでは解決できない地球規模の問題があります。このために、国連の果たす役割は今後も大きく考えています。国連の加盟国の外務大臣を初め、国連の関係者との協議をより密にし、中東の平和と安定、そして繁栄を初め、地球規模の問題解決のために、私個人としても努力を続けていきたいと考えております。(拍手)

(国務大臣扇千景君登壇)

○国務大臣(扇千景君) 津川議員の御質問にお答えいたします。

七問の御質問をいただきました。

まず、意見書と二法案の関係についてお尋ねがございました。

昨年末に提出されました道路関係四公団民営化推進委員会の意見につきましては、政府として

は、同委員会の意見を基本的に尊重するとの方針のもと、可能なものから、できるだけ前倒しして所要の対策をとりたいと、私は実行しております。

また、今回、平成十五年度予算案では、本四公団の有利子債務のうち一・三四兆円を一般会計に承継し、国の道路特定財源によって早期に処理することとするともに、高速道路建設につきまして、国と地方の負担による新たな直轄事業を導入することとし、関連二法案を今国会に提出した次第でございます。

これら二法案の提出に当たりましては、民営化推進委員会の意見において、本四公団に係る債務については、所要の債務を切り離した上で国等が承継し、その適切な処理を進めるべきこと、また、高速道路につきましては、整備の必要性があるものの採算性の乏しい路線について、国と地方の負担による新たな方式を導入することの趣旨の提言がされておりますので、それを踏まえたもので、委員会の意見と一致しないのではないかと御質問は当たらないものと考えております。

二つ目には、民営化推進委員会の意見についての政府の対応についてお尋ねがございました。

昨年十二月六日に道路関係四公団民営化推進委員会から意見が提出されました後、十二月十二日の政府与党協議会におきまして申し合わせをし、十二月十七日の閣議決定が行われておりますけれども、いずれも、同委員会の意見を基本的に尊重するとの方針には、一貫して変化はございません。また、可能なものから、できるだけ前倒ししてその具体化を進めている、そういう現状でございます。

また、具体的には何かということでございます。たけれども、平成十五年度予算案では、委員会の意見も踏まえて、本四公団の有利子負債のうち約一・三四兆円を一般会計に承継し、国の道路特定財源によって早期に処理することとするともに、高速道路建設については、国と地方の負担による新たな直轄事業を導入することとし、関連二法案を今国会に提出した次第でございます。

民間並みの財務諸表の作成につきましては、委員会の意見においては、本年九月を目途に作成、公表するとの前提のもとに提案がなされたところでございますけれども、公団において最大限の体制強化を行い、当初のスケジュールを三カ月前倒しして、今国会の会期中に作成、公表することに指導した次第でございます。

また、公団のファミリー企業の問題につきましても、既に、維持管理業務の応募要件の緩和、日本道路公団からのOB役員の大規模な削減要請等の措置を行つておるところでございますけれども、さらに、天下り人事の見直し等も検討しているところでございます。

このように、我々政府としては、今後とも、閣議決定に従って、民営化推進委員会の意見を踏まえて、しっかりと検討しながら、改革の具体案を図つていくところでございます。

三つ目には、本四公団の債務を税金で返済する根拠についてお尋ねがございました。

本四道路事業につきましては、平成十三年度の収支状況は、管理費が二百四十九億円で、これを上回る収入八百四十三億円がございましたけれども、利払いが千二百五十億円と収入を超えております。そのために、当期損失金六百五十五億円が発生しており、損失金の累計であります欠損金が一兆一千億円に積み上がっております。このため、一刻も早く財務状況の改善を図って、将来の国民負担の膨張を食い止める必要が迫っているわけでございます。

このような状況のもとで、民営化推進委員会の意見におきましても、本四公団の債務については、所要の債務を切り離した上で国等が承継し、その適切な処理を進めるべきこと等の趣旨の提言が行われております。

また、政府といたしましては、民営化推進委員会の意見を基本的に尊重するという方針のもと、本四公団の債務につきましては、国民の将来負担の膨張を避けるために、平成十五年度予算案では、有利子債務の一部を切り離して、国の道路特

定財源による早期処理を行うことといたしたものでございます。

なお、今回の措置は、日本道路公団には平成十四年度以降国費を投入しない、本四公団の債務については国の道路予算等において処理するという、平成十五年十二月十九日に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画に沿うものであると申し上げておきます。

四つ目には、一・三兆兆円の有利子債務を切り離すとともに、国、地方からの現行の出資金を平成三十四年度まで十年間延長することによって、償還計画において、有利子債務は、現在の三・五兆円が、切り離し後、平成十五年度において約二・二兆円に縮減されます。そして、十五年後には約一・二兆円に半減されて、平成五十七年度末までには解消できると考えております。

この前提条件としては、御存じのとおり、基本となる将来交通量を平成十五年度以降伸びなしとし、料金割引による交通量増だけを見込んで、平成十三年度の調達金利約一・六％の中で、将来の調達金利は四％を見込んで、これを設定しており、償還は十分可能であると考えております。

次に、五つ目には、高速自動車国道は、広域的な連携による地域の自立促進、活力ある地域社会の形成に不可欠な根幹的な設備でございますし、また、現在までに九三・四二キロメートルの整備計画が策定されているのは、御存じのとおりでございます。

これまで、日本道路公団が、有料道路方式によりまして、この九三・四二キロメートルを整備することとしておりましたけれども、今回の改革に伴って、料金収入により管理費を賄えない路線など、新会社による整備、管理が難しいと見込まれる路線、区間については、新たな直轄方式を導入して、有料道路方式との二本立てによって整備することとしたものでございます。

直轄方式で整備する個別の路線、区間につきましては、現行整備計画九三・四二キロメートルの中

平成十五年三月十八日 衆議院会議録第十五号

から、今後、整備効果、交通量の見直し、収支の見直し等を精査して、関係地方公共団体の意見も聴取して、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て決定する予定でございます。

六つ目には、直轄方式によりまして高速道路整備の地方負担についてお尋ねがございました。これは、平成十五年度予算におきましては、高速道路整備の直轄方式の導入に対応しました新たな負担を地方に求めることとなるため、当然、そのための財源も地方に移譲することが望ましいと考えております。

移譲された財源は、高速道路整備に使い道を限定した、いわゆるひもつきの財源ではなく、広く道路整備全般に充てられるものでございます。したがって、地方公共団体の他の自主財源と同様に、あくまで地方の判断により、高速道路整備の負担に充てるか否かも地方が決めることになると考えております。

最後に、高額ハイウェイカードの発売停止についてお尋ねがございました。

ハイウェイカードにつきましては、これまでに公団において確認しているだけで、津川議員がおっしゃったように、約二万枚、額面金額にして約十一億円の偽造券が見つかっており、公団においては、可能な限りの偽造対策を講じてきたところでございますけれども、その後も偽造券の使用及び流通が後を絶たない現状でございます。

一方、現在の高速道路における渋滞の約三割が料金所に起因するもののは御存じのとおりでございますが、環境面からもその解消が求められていること、また、公団民営化に向けて、四公団合わせて年間約千三百億円に上る料金徴収経費についても大幅なコスト削減が求められていること等から、ETCが不可欠なシステムとなっております。

このような中で、高額ハイウェイカードを廃止するとともに、今後は、五万円のハイウェイカードと同様の割引を受けることが可能なETC前払引割への集約を図ることとして、平成十五年

中に基本的にすべての料金所にETCの導入を完了するとともに、ETCに特化した多様で弾力的な料金割引制度、ETC車載器リース制度を創設すること等により、ETCを利用しやすい環境の整備に努めていきたいと考えております。

以上が、津川議員に対する御答弁でございます。どうもありがとうございました。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十分散会

出席閣僚大臣

総務大臣 片山虎之助君
外務大臣 川口順子君
文部科学大臣 遠山敦子君
経済産業大臣 平沼赳夫君
国土交通大臣 扇 千景君
環境大臣 鈴木 俊一君
経済産業副大臣 高市 早苗君
国土交通副大臣 吉村剛太郎君

出席副大臣

経済産業副大臣 高市 早苗君
国土交通副大臣 吉村剛太郎君

議長(報告)

○議長(報告) (報告書受領)
一、去る十四日、内閣を経由して環境大臣鈴木俊一君から、次の報告書を受領した。
循環型社会形成推進基本法第十五条第六項の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画の報告(要求書受領)
一、去る十三日、内閣から、日本銀行総裁に福井俊彦君を、同副総裁に岩田一政君及び武藤敏郎君を任命したので、日本銀行法第二十三条第

一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)
一、去る十三日、本院は、日本銀行総裁に福井俊彦君を、同副総裁に岩田一政君及び武藤敏郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(議席変更)
一、昨十七日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二二四	熊代 昭彦君
二三五	御法川 英文君
二二七	宮路 和明君
二九一	田野瀬良太郎君
二九二	林 幹雄君
二九三	栗原 博久君
二九四	小野 晋也君
二九五	荒井 広幸君
二九六	浜田 靖一君
三〇〇	古屋 圭司君
三〇一	中谷 元君
三〇二	小池百合子君
三七五	塩崎 恭久君
三七六	野田 聖子君
三七七	小此木八郎君
三七八	七条 明君
三七九	星野 行男君
三八〇	滝 実君
三八一	森田 健作君
三八二	柳本 卓治君
三八三	宮本 一三君
三八七	長勢 甚遠君
三八八	村田 吉隆君
三八九	小坂 憲次君
三九〇	森 英介君
四四九	松本 和那君
四五〇	嘉数 知賢君
四五一	奥山 茂彦君
四五二	平沢 勝栄君

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案外一案の趣旨説明に対する津川祥吾君の質疑 議長の報告

四三三 今村 雅弘君
四三八 佐藤 剛男君
四五九 松下 忠洋君
四六五 坂本 剛二君
四六六 山本 有一君

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員

辞任 伊藤信太郎君 補欠 砂田 圭佑君
佐田玄一郎君 谷田 武彦君
谷本 龍哉君 松野 博一君
野中 広務君 渡辺 博道君
平林 鴻三君 岩崎 忠夫君
荒井 聰君 三井 辨雄君
大出 彰君 榑崎 欣弥君
島 聡君 山井 和則君
久保 哲司君 白保 台一君
春名 真章君 赤嶺 政賢君
金子善次郎君 山谷えり子君
白保 台一君 西 博義君
岩崎 忠夫君 平林 鴻三君
谷田 武彦君 佐田玄一郎君
砂田 圭佑君 伊藤信太郎君
松野 博一君 谷本 龍哉君
渡辺 博道君 野中 広務君
岩崎 忠夫君 大出 彰君
三井 辨雄君 荒井 聰君
山井 和則君 島 聡君
白保 台一君 久保 哲司君
赤嶺 政賢君 春名 真章君
山谷えり子君 金子善次郎君

議院運営委員
辞任 三井 辨雄君 補欠 武正 公一君
江田 康幸君 山名 靖英君
児玉 健次君 佐々木憲昭君
武正 公一君 三井 辨雄君
山名 靖英君 江田 康幸君
山名 靖英君

佐々木憲昭君 児玉 健次君
一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
文部科学委員

辞任 伊藤信太郎君 補欠 松島みどり君
牧野 聖修君 五十嵐文彦君
池坊 保子君 白保 台一君
白保 台一君 西 博義君
松島みどり君 伊藤信太郎君
五十嵐文彦君 牧野 聖修君
西 博義君 池坊 保子君

経済産業委員
辞任 増原 義剛君 補欠 西川 京子君
渡辺 博道君 奥谷 通君
小沢 鋭仁君 三井 辨雄君
奥谷 通君 渡辺 博道君
西川 京子君 増原 義剛君
三井 辨雄君 小沢 鋭仁君

国土交通委員
辞任 鉢呂 吉雄君 補欠 井上 和雄君
二階 俊博君 江崎洋一郎君
井上 和雄君 鉢呂 吉雄君
江崎洋一郎君 二階 俊博君

予算委員
辞任 池田 行彦君 補欠 左藤 章君
大原 一三君 砂田 圭佑君
三塚 博君 蓮実 進君
海田万里君 手塚 仁雄君
吉田 公一君 鈴木 康友君
左藤 章君 池田 行彦君
砂田 圭佑君 大原 一三君
蓮実 進君 三塚 博君
手塚 仁雄君 吉田 公一君
鈴木 康友君 海田万里君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、昨十七日、議長において、次のとおり特別委員

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 岩倉 博文君 補欠 平林 鴻三君
(議案提出)
一、去る十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。
金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(杉浦正健君外四名提出)
一、去る十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件
使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件
過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすこととがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正の受諾について承認を求めるの件
裁判の迅速化に関する法律案
司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案
仲裁法案
法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案
担保物権及び民事執行制度の改善のための民法インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案
保険業法の一部を改正する法律案
証券取引法の一部を改正する法律案
公認会計士法の一部を改正する法律案
一、昨十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方自治法の一部を改正する法律案
次世代育成支援対策推進法案
児童福祉法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締結について承認を求めるの件
消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案
一、昨十七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
健康保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一、昨十七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案
公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案
(議案付託)
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
食品安全基本法案(内閣提出第二十七号)

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号) 文部科学委員会 付託
一、昨十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(杉浦正健君外四名提出、衆法第五号) 法務委員会 付託
(議案送付)
一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(杉浦正健君外四名提出)

(調査要求承認)
一、予備委員長から提出した次の国政調査承認要

求に対し、議長は去る十四日これを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 二、調査の目的
- 三、調査の方法
- 四、調査の期間

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成十五年三月十四日

衆議院議長 綿貫 民輔殿 藤井 孝男

(答弁書受領)

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員児玉健次君提出北海道矢別演習場の砂防施設建設によつてもたらされるラムサール登録湿地・別寒辺牛(べかんべうし)湿原に生息する絶滅危惧種イトウ(サケ科)の危機及び厚岸湾水産資源への悪影響について、また別海町町道に設置される監視カメラによる住民プライバシー侵害問題等に関する質問に対する答弁書

平成十五年二月七日提出
質問 第一七号

北海道矢別演習場の砂防施設建設によつてもたらされるラムサール登録湿地・別寒辺牛(べかんべうし)湿原に生息する絶滅危惧種イトウ(サケ科)の危機及び厚岸湾水産資源への悪影響について、また別海町町道に設置される監視カメラによる住民プライバシー侵害問題等に関する質問主意書

提出者 児玉 健次

平成十五年三月十八日 衆議院会議録第十五号

議長の報告

北海道矢別演習場の砂防施設建設によつてもたらされるラムサール登録湿地・別寒辺牛(べかんべうし)湿原に生息する絶滅危惧種イトウ(サケ科)の危機及び厚岸湾水産資源への悪影響について、また別海町町道に設置される監視カメラによる住民プライバシー侵害問題等に関する質問主意書

一九九七年(平成九年)以降、米軍実弾訓練が北海道矢別演習場など五演習場内で分散実施されているが、防衛施設庁は矢別演習場内を流れる別寒辺牛川水系の各河川に「土砂流出を未然に防止するため」として、三基の砂防施設建設を計画し、すでに一基はほぼ完成している。

別寒辺牛川下流はラムサール条約に登録されている貴重な湿地である。五千ヘクタール以上の湿原、そこを網の目のように流れる別寒辺牛川に生息している魚種は多様である。現存する日本最大の淡水魚であり絶滅危惧種に指定されているイトウだけでなくシベリアアサメ、トミヨ、エゾトミヨ、キタトミヨなどの準絶滅危惧種である貴重な魚が確認されている。国の特別記念物のタンチョウをはじめ幻の動物ニホンイヌナギスや昆虫、カラフトダイオウ、カラフトブシといった貴重植物なども確認されている。また別寒辺牛川が流入する厚岸湖、そして厚岸湾は道内有数の牡蠣やアサリの産地となっている。湿原を流れる別寒辺牛川は原始の状態を保っている道内唯一の平地流といわれ、これらの河川への改変にあたっては、とりわけ慎重かつ厳密に環境への影響評価を行わなければならない。しかし、いま砂防施設の建設強行によつて、イトウの絶滅、また下流の水質悪化による水産養殖事業への影響が非常に危惧されている。

幅二百メートルにも及ぶ巨大な砂防施設について厚岸町の漁業協同組合(川崎一好組合長)が本年一月二十一日、工事凍結を町長に要請し、北海道内の自然保護団体も工事中止を求めている。また、矢別演習場内を通過する別海町の町道、西春別茶内線の上風連橋に自衛隊による情報

施設とともに監視カメラの設置が予定されている。これによつて町道を利用する住民など、国民のプライバシー、肖像権が侵害されるとして現地において設置工事の中止が強く求められている。そこで、以下の事項を質問する。

一 砂防施設設置に関して

1 別寒辺牛川下流域はラムサール条約の登録湿地であり、また、九七年には河川法改正により河川環境保全の重要性が指摘されている。この水系の上流域での砂防施設建設は下流域にあるラムサール条約の登録湿地である別寒辺牛湿原に有機物、ミネラルの供給障害等による大きな環境変化をもたらすと思われる。ラムサール条約登録地隣接地における一連の砂防施設建設について政府として環境影響評価をどのように行なったのか。

また、計画策定にあたって、当該施設設置河川地の流量観測調査や、過去において下流域に土砂流出の事例の有無を、政府としてどのように把握され、どのように事業を計画したのか明らかにされたい。

2 絶滅危惧種イトウ(サケ科)は繁殖力の非常に弱い魚種である。成魚に達する年令が高く、また、成熟した雌雄がつかいを組み確率が低いため、増殖率は非常に低い。別寒辺牛川がその貴重なイトウの数少ない繁殖河川である。事業計画策定にあたって、政府としてこの絶滅危惧種の問題についてどのような検討を行なったのか。

3 「イトウ」は砂防施設の建設で死滅する可能性が大であると、研究者や自然保護団体が危惧と抗議の声をあげている。この点についてどう、対処されるか。

4 砂防ダムは、陸域から海への有機ミネラルの供給を阻害し、沿岸の魚介類に大きな影響を与えることが研究者から指摘されている。そのためこの砂防施設建設は、下流域の厚岸湾の「牡蠣養殖」に多大な影響を与えると予想

される。現地では、厚岸漁協組合員への説明会の実施、第三者機関による調査、砂防施設の建設が流域の生物に与える影響、それ以外の土砂の流入防止対策などが求められている。政府としてこれらの求めにどう対処するか。

5 政府は、別寒辺牛川水系砂防施設について、厚岸町からの要望事項だとして調査、設計及び工事を厚岸町に委託している。しかし、設置された施設は高さ、幅とも巨大な施設である。直轄砂防工事事業と比しても大きすぎるとの疑問が生じている。防衛庁として、この点どのように考えているのか。

6 矢別演習場内を流れる風連川水系に既に十基もの砂防施設が設置されている。これらの事業に関して、環境影響評価、工事概要(調査項目、目的、細目、調査内容、調査結果、考察、摘要など)、所要予算額、事業開始年月日、事業主体、工事件数、設置場所、今後の計画を明らかにされたい。

7 北富士、東富士、王城寺原、日出生台、北海道など主要演習場(大、中演習場)など演習場における砂防施設設置について既設、計画中の事業を明らかにされたい。

環境影響評価、工事概要(調査項目、目的、細目、調査内容、調査結果、考察、摘要など)、所要予算額、事業開始年月日、事業主体、工事件数、設置場所、今後の計画を明らかにされたい。

二 射撃場情報提供施設について

1 矢別演習場内を通過する別海町の町道、西春別茶内線の西風連橋に自衛隊が設置を予定する監視カメラによつて町道を利用する住民、国民のプライバシー、肖像権が侵害されることについて防衛庁はどのように考えているのか。

2 監視カメラの設置の目的はなにか。また、この問題で地元から要望があったのか、あつ

たとすれば要望の内容を具体的に示された
い。

3 監視カメラは防衛庁のどの部署がどのよう
に管理し、責任を持つのか。また、何時どの
ような場合に使用するのか。映像の記録はど
のように扱われるのか。

4 設置場所等は何時、どのように決定され
たのか。

5 他の四演習場についてはどうか。
右質問する。

内閣衆質一五六第一七号
平成十五年三月十四日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員児玉健次君提出北海道矢別演習場
の砂防施設建設によってもたらされるラムサール
登録湿地・別寒辺牛(べかんべう)し) 湿原に生
息する絶滅危惧種イトウ(サケ科)の危機及び厚
岸湾水産資源への悪影響について、また別海町
町道に設置される監視カメラによる住民プライバ
シー侵害問題等に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員児玉健次君提出北海道矢別演
習場の砂防施設建設によってもたらされる
ラムサール登録湿地・別寒辺牛(べかんべ
う)し) 湿原に生息する絶滅危惧種イトウ(サ
ケ科)の危機及び厚岸湾水産資源への悪影
響について、また別海町町道に設置される
監視カメラによる住民プライバシー侵害問
題等に関する質問に対する答弁書

一の1及び5について

札幌防衛施設局においては、別海矢別大演
習場(以下「本演習場」という。)における自衛隊
及び我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以
下「合衆国軍隊」という。)の訓練の実施によ
って本演習場内の土地の形質が変化する等により、
降雨又は融雪に伴い別寒辺牛川支流に土砂が流

出しやすくなり、当該土砂の流出により生ずる
障害を防止し、又は軽減するため、北海道厚岸
町からの要望を踏まえ、ダム建設の事業(以
下「本事業」という。)を計画したところであ
る。本事業については、別寒辺牛川の管理を
行い、その周辺地域の状況に詳しい厚岸町に委
託している。

当該ダムの工事計画の策定に当たっては、本
件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十
一号)及び北海道環境影響評価条例(平成十年北
海道条例第四十二号)に定める環境影響評価の
対象事業に該当しないため、これらに基づく環
境影響評価を行っていない。しかしながら、厚
岸町の意見を踏まえ、本事業の実施に伴う環
境への影響を最小限にする観点から本件事
業に係る委託調査の中で対象地域周辺の動植物
の生息等に及ぼす影響について調査を行い、ま
た、別寒辺牛川、トライベツ川、フツボウシ川
及び西フツボウシ川における流量観測及び水質
調査を行ったところである。

過去において下流域に土砂流出の事例の有
無については、具体的に把握していないが、
「建設省河川砂防技術基準(案)計画編、調査
編、設計編について(昭和五十一年六月二十九
日付け建設省河計発第六十三号)に記載されて
いる土砂流出等の算定方法を参考として、降
雨時において流出する土砂量、流出土砂の抑制
量及び調整量を算定し、当該算定等に基づき
当該ダムの規模を決定しており、この規模につ
いては適切なものであると考えている。

一の2及び3について

一の1及び5について述べた動植物の生息
等には及ぼす影響についての調査を行った結果、
イトウを含む魚類が生息していることが確認さ
れたことから、これらの繁殖及び生息にできる
限り影響を及ぼすことのない方策として有効と
考えられる附帯施設として、魚道の設置につ
いて検討を行い、他の類似事業における魚道の設

置状況等を踏まえ、その規模等を決定し、これ
を設置したところである。

今後、魚道における実際のイトウの遡上状況
等について補完的に調査を行うとともに、繁殖
及び生息について、有識者から意見の聴取等
を行うこととしている。

一の4について

本事業については、厚岸町がその内容等に
ついて、厚岸漁業協同組合の組合員に対し説明
したと承知している。御指摘の事項について
は、同組合が厚岸町に対して求めているものと
承知しており、今後、厚岸町と調整しつつ、有
識者から意見の聴取等を行ってまいりたい。

一の6について

本演習場内に設置されている十基のダム(流
出土砂の抑制及び調節を目的とするものをい
う。以下同じ)に関する環境影響評価等につ
いては、別表一及び別図一のとおりである。

なお、現在、当該ダムのほか、四基のダムの
建設の事業を行っているところであり、新たな
ダムの建設の事業に関する計画は有していな
い。

一の7について

お尋ねの「主要演習場(大、中演習場)など演
習場における砂防施設設置」がどのような範囲
のものを指すのか必ずしも明らかではないが、
自衛隊が使用する演習場内におけるダムの建設
に関する既設、計画中の事業等についてお示し
すると、別表二及び別図二から別図二十までの
とおりである。

また、今後、新たなダムの建設の事業を行う
かどうかについては、演習場内の土地の形質の
変化等を確認し、その建設の必要性等の検討を
行った上で決定することとなることから、現時
点では、その建設の事業に関する計画を申し上
げることは困難である。

二の1及び2について

合衆国軍隊のうち沖縄県に駐留する海兵隊

(以下「在沖米海兵隊」という。)が沖縄県道一〇
四号線越え実弾射撃訓練を本土に移転して行う
訓練(以下「実弾射撃訓練」という。)を本演
習場において実施するに当たり、平成九年二月
二十六日、北海道別海町長から札幌防衛施設局
長に対し文書により「演習場の安全及び服務の
管理・規律に万全を期すこと」との要望があっ
たところである。

お尋ねの本演習場内に設置を予定しているカ
メラについては、別海町長からの右要望等を踏
まえ、実弾射撃訓練実施中の安全管理を目的
として、本演習場周辺の住民が誤って演習場
に立ち入ること及び在沖米海兵隊員が誤って演
習場の外に出ることを防ぐため設置するもので
あり、当該カメラの設置が、本演習場内にある
別海町の町道を利用する住民のプライバシー及
び肖像権の侵害に当たるとは考えていない。

なお、安全管理施設として、当該カメラのほ
か警告塔、情報表示板、保安柵等を設置したと
ころである。

二の3について

お尋ねのカメラについては、現在、帯広防衛
施設支局が設置工事を実施しているところであ
り、工事完了後は、同支局長が管理することと
している。

また、当該カメラの具体的な管理・使用方法
及び映像の取扱いについては、当該カメラの設
置目的を踏まえつつ、工事完了後に決定するこ
ととしている。

二の4について

お尋ねのカメラの設置場所を決定した時期
は、平成十四年二月であり、その場所は本演習
場への出入りの状況把握に適した位置としたも
のである。

二の5について

お尋ねの「他の四演習場」のうち、大和城寺
原大演習場及び日出生台・十文字原演習場に安
全管理施設としてカメラを設置している。

別表一 別海矢白別大演習場内の既設ダムに関する事業概要

事業名 (第七号)	環境影響評価 対象事業に該 当しないため 行っていない	調査目的等	所要予算額 約五億三百万 円(他の事業 に係る額を含 む。)	事業開始年月日 平成九年七月十日	事業者 北海道別 海町	工事等件数 六件	設置場所 別図一中①
西風連川砂防工 (第二号)		一 調査 事業の実施に伴う周辺地域の 動植物の生息等に及ぼす影響を 把握するため調査を行った。 具体的には、陸上植物の生育 並びに哺乳類及び鳥類の生息に ついて確認調査を行い、その結 果、事業の実施に伴う影響はほ んどないものと認められた。 二 ダムの規模 ハロイ堤長 一〇二メートル ハロイ堤高 七メートル 貯砂量 六四、一〇〇立方 メートル ハロイ堤長 七メートル ハロイ堤高 九メートル 貯砂量 一三九、五〇〇立 方メートル			同右	二件	別図一中②
							別図一中③ から⑩まで

(注)

一 本表は、札幌防衛施設局の保有する文書において確認できたものを記載しており、「――」は、同局において当該事項について確認できなかったことを表す。

二 「環境影響評価」は、法令(条例を含む。)に定める環境影響評価をいう。

三 「所要予算額」は、平成九年度から平成十四年度(平成十五年二月末までに限る。)までの各年度における予算執行額の合計額である。

四 「事業開始年月日」は、事業に係る最初の契約年月日である。

五 「事業者」は、札幌防衛施設局から事業の実施について委託を受けた者である。

六 「工事等件数」は、平成九年度から平成十四年度(平成十五年二月末までに限る。)までの各年度における施設の調査、設計又は工事に係る契約件数の合計であり、各事業に係る当該件数は、一部重複している。

別表二 自衛隊の演習場内のダムに関する事業概要

一 北海道大演習場

事業名	環境影響評価	調査目的等	所要予算額	事業開始年月日	事業者	工事等件数	設置場所	既設・計画中の別
柏木川砂防工 (NO・6)	対象事業に該当しないため行っていない。	ダムの規模 イ 堤長 九・五メートル ロ 堤高 九・一メートル ハ 貯砂量 七〇、〇一立方メートル	約七億一千八百万円 (他の事業に係る額を含む。)	平成九年五月二十三日	恵庭市	四件	①別図二中	既設
柏木川砂防工 (NO・1)		ダムの規模 イ 堤長 九・四メートル ロ 堤高 一〇・五メートル ハ 貯砂量 三・四三、〇五六立方メートル			同右	三件	②別図二中	同右
ルマップ川砂防工 (NO・2)		ダムの規模 イ 堤長 一・四四メートル ロ 堤高 一・一メートル ハ 貯砂量 三・五〇、〇四〇立方メートル	約一億三千万円		同右	一件	③別図二中	同右
島松川砂防工		ダムの規模 イ 堤長 八・七メートル ロ 堤高 九・一メートル ハ 貯砂量 一・〇〇八、二六〇立方メートル	約四千四百万円		同右	一件	④別図二中	同右
							⑤別図二中から③まで	同右

二 別海矢白別大演習場

事業名	環境影響評価	調査目的等	所要予算額	事業開始年月日	事業者	工事等件数	設置場所	既設・計画中の別
三郎川砂防工	施設の設計後、対象事業の当否について決定される。	事業の実施に伴う周辺地域の動植物の生態等に関する影響を把握するため環境調査等を行っている。	約四億五千二百万円	平成十四年五月二十三日	北海道別海町	一件	①別図四中	既設・計画中的別
熊川砂防工	対象事業に該当しないため行っていない。	一 調査 事業の実施に伴う周辺地域の動植物の生態等に関する影響を把握するため調査を行った。陸上植物の生育並びに哺乳類、鳥類、両生・爬虫類及び昆虫類の生息について確認調査を行い、その結果、事業の実施に伴う影響はほとんどないものと認められた。 二 ダムの規模 イ 堤 長 一〇七メートル ロ 堤 高 五・六メートル ハ 貯砂量 一〇四、八〇〇立方メートル		平成十三年五月二十九日	同右	三件	②別図四中	同右
樺沢砂防工	同右	一 調査 事業の実施に伴う周辺地域の動植物の生態等に関する影響を把握するため調査を行った。陸上植物の生育並びに哺乳類、鳥類、両生・爬虫類及び昆虫類の生息について確認調査を行い、その結果、事業の実施に伴う影響はほとんどないものと認められた。		同右	同右	三件	③別図四中	同右

別図三 同右

西風連川砂防工 (第七号)	西風連川砂防工 (第一三三号)
同右	同右
調査事業の実施に伴う周辺地域の動植物の生息等に関する影響を把握するため調査を行った。陸上植物	調査事業の実施に伴う周辺地域の動植物の生息等に関する影響を把握するため調査を行った。陸上植物の生育並びに哺乳類、鳥類、両生・爬虫類及び昆虫類の生息について確認調査を行い、その結果はほとんどないものと認められた。
二 イ 堤 長 一三メートル ロ 堤 高 五・七メートル ハ 貯砂量 四二、〇〇ト立方メートル	二 イ 堤 長 一〇三メートル ロ 堤 高 六・二メートル ハ 貯砂量 一七二、三〇ト立方メートル
約七億二千二百万円	約七億二千二百万円
平成九年七月十日	平成十年七月三日
同右	同右
六件	五件
⑤別図四中	④別図四中
既設	同右

フツポウシ川 砂防工	—	西風連川砂防 工(第二号)	
対象事業に該 当しないため 行っていない	—	—	
調査 事業の実施に伴う周辺 地域の動植物の生息等に 及ぼす影響を把握するた め調査を行った。陸上植物 及び水生植物の生育並び に哺乳類及び鳥類の生息 について確認調査を行う とともに、別寒辺牛川支 流の水質調査を行い、そ の結果、事業の実施に伴 う影響はほとんどないも のと認められた。 その他、魚類の生息につ いて確認調査を行い、そ	—	ダムの規模 ハロ堤高 七メートル 貯砂量 九三九、五 〇立方メートル 二 イ堤長 一〇二メー ハロ堤高 七メートル 貯砂量 六四、一〇 〇立方メートル	の生育並びに哺乳類及び 鳥類の生息について確認 調査を行い、その結果、認 められた。 事業の実施に伴う影響は ほとんどないものと認め られた。
約八億九千 六百万円	—		
平成十一年二月 二十三日	—	—	
北海道 厚岸町	—	同右	
二件	—	二件	
⑮別図四中 ⑭から⑮	⑦別図四中 ⑭から⑮	⑥別図四中	
計画中	同右	同右	

砂防工		トライベツ川	
		同右	
二 ダム の 規 模 イ 堤 長 二 八 メ ー ロ 堤 高 七 ・ 一 メ ー ト ル		一 調査 事業の実施に伴う周辺 地域の動植物の生息等 に及ぼす影響を把握す るため調査を行った。 具体的には、陸上植物 及び水生植物の生育並 びに哺乳類、鳥類、両生 爬虫類及び昆虫類の生 息について確認調査を 行うとともに、別図四 支流の水質調査を行い、 その結果、事業の実施 に伴う影響はほとんど ないと認められた。 その他、魚類の生息につ いて確認調査を行い、その 結果、サクラマス等の 生息が確認され、これら の遡上に配慮した方策 の検討の必要性が認め られた。	二 ダム の 規 模 イ 堤 長 一 八 二 メ ー ロ 堤 高 六 ・ 三 メ ー ハ 貯砂量 一 〇 〇 立 方 メ ー ト ル
		同右	
		同右	
		七件	
		⑯別図四中	
		同右	

三 大和王城寺原大演習場

		ハ 貯砂量 一九二、三 〇〇立方メ ートル							
--	--	--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

事業名	環境影響評価	調査目的等	所要予算額	事業開始年月日	事業者	工事等件数	設置場所	既設・計画中の別
花川砂防工 (七草原)	対象事業に該 当しないため 行っていない	ダム の規模 堤長 一・二・九 メートル 堤高 九・四メー トル ハ 貯砂量 一三二、三 七〇立方メ ートル	約十億一千 二百万円	平成十年七月八 日	宮城県	四件	①別図五中	既設・計画 中
花川砂防工 (花川台)	同右	ダム の規模 堤長 一・二〇・九 メートル 堤高 九・七メー トル ハ 貯砂量 九三、九二 〇立方メー ートル		平成九年七月十 七日	同右	五件	②別図五中	既設
							③別図五中	同右

四 北富士演習場

事業名	環境影響評価	調査目的等	所要予算額	事業開始年月日	事業者	工事等件数	設置場所	既設・計画中の別
							別図六	既設

五 東富士演習場

事業名	環境影響評価	調査目的等	所要予算額	事業開始年月日	事業者	工事等件数	設置場所	既設・計画中の別
							別図七	既設

六 湯布院日出生台大演習場

事業名	環境影響評価	調査目的等	所要予算額	事業開始年月日	事業者	工事等件数	設置場所	既設・計画中の別
周辺砂防対策		ダムの規模	約十億五千		大分県	七件	別図八	計画 中

七 名寄鬼志別中演習場	
事業名	環境影響評価
調査目的等	イ 堤 長 一三三メートル ロ 堤 高 一六メートル ハ 貯砂量 九七七、〇 一〇〇立方メートル
所要予算額	八百万円
事業開始年月日	—
事業者	—
工事等件数	—
設置場所	—
既設・計画中の別	—

事業名	知来別川支流 土砂流出対策
環境影響評価	対象事業に該当しないため行っていない。
調査目的等	一 調査 事業の実施に伴う魚類の生息等に及ぼす影響を把握するため調査を行った。 具体的には、魚類の生息について確認調査を行い、その結果、スクラマスの生息が確認され、これらの遡上に配慮した魚道の必要性が認められた。 二 ダムの規模 イ 堤 長 一六九メートル ロ 堤 高 七メートル ハ 貯砂量 二一、〇〇〇立方メートル
所要予算額	約三億二千四百万円
事業開始年月日	平成十年八月五日
事業者	北海道 猿払村
工事等件数	四件
設置場所	別図九
既設・計画中の別	既設

八 上富良野中演習場

事業名	旭野川砂防工 (第一号)
環境影響評価	施設の設計後、対象事業の当否について決定される。
調査目的等	ダムの設計を行っている。
所要予算額	約一千五百万円
事業開始年月日	平成十四年五月二十二日
事業者	北海道 上富良野町
工事等件数	一件
設置場所	①別図十中
既設・計画中の別	計画 中

旭野川砂防工	同右	同右	同右	同右	一件	別図十中	同右
--------	----	----	----	----	----	------	----

[illegible]

事業名	環境影響評価	調査目的等	所要予算額	事業開始年月日	事業者	工事等件数	設置場所	既設・計画中の別
場内砂防工 (六号)	対象事業に該当しないため行っていない。	ダム の規模 イ 堤 長 五〇メートル ロ 堤 高 六・五メートル ハ 貯砂量 八、一六立方メートル	約七億八千三百万円	平成十三年五月三十日	岩手県	二件	別図十一 中①	既設・計画 中
場内砂防工 (五号)	同右	ダム の規模 イ 堤 長 七〇メートル ロ 堤 高 八メートル ハ 貯砂量 二七、三〇立方メートル	平成十一年五月二十六日	同右	同右	三件	別図十一 中②	同右
場内砂防工 (四号)	同右	ダム の規模 イ 堤 長 四〇メートル ロ 堤 高 九・五メートル ハ 貯砂量 一九、〇〇立方メートル	同右	同右	同右	三件	別図十一 中③	同右
場内砂防工 (三号)	同右	ダム の規模 イ 堤 長 一二・五メートル ロ 堤 高 八・三メートル ハ 貯砂量 五、四六〇立方メートル	同右	同右	同右	三件	別図十一 中④	既設
場内砂防工	同右	同右	同右	同右	同右	二件	別図十一	同右

(二号)		場内砂防工 (一号)	
イ堤長 一〇二メー トル	ロ堤高 六・七メー トル	ハ貯砂量 一、七七一 立方メートル	ダム規模 イ堤長 一八八メー トル ロ堤高 一〇・八メ ートル ハ貯砂量 一三、三一 四立方メー トル
		同右	
		一件	
中⑤		別図十一 中⑥	
		同右	

十 高田関山中演習場

事業名 場内砂防工		環境影響評価	
イ堤長 七三メートル	ロ堤高 一四・〇メ ートル	ハ貯砂量 三三、五五 立方メー トル	調査目的等 ダム規模 イ堤長 七三メートル ロ堤高 一四・〇メ ートル ハ貯砂量 三三、五五 立方メー トル
		所要予算額 約七億六千 万円(他の 事業に係る 額を含む)	
		事業開始年月日	
		新潟県	
		七件	
		別図十二	
		既設・計画 中の別 計画	

十一 今津饗庭野中演習場

事業名 金吹川砂防工		環境影響評価	
イ堤長 三五・八メ ートル	ロ堤高 一〇メー トル	ハ貯砂量 二、七二五 立方メー トル	調査目的等 ダム規模 イ堤長 三五・八メ ートル ロ堤高 一〇メー トル ハ貯砂量 二、七二五 立方メー トル
		所要予算額 約八千六百 万円	
		事業開始年月日 平成九年六 月二 十四日	
		事業者 滋賀県	
		工事等件数 一件	
		別図十三 中①	
		既設・計画 中の別 既設	
		別図十三 同右	

十二 日本原中演習場

事業名	環境影響評価	調査目的等	所要予算額	事業開始年月日	事業者	工事等件数	設置場所	既設・計画中の別
							別図十四	既設

十三 北熊本大矢野原中演習場

事業名	環境影響評価	調査目的等	所要予算額	事業開始年月日	事業者	工事等件数	設置場所	既設・計画中の別
周辺砂防対策 (船川流域N O・16)	対象事業に該当しないため 行っていない。	ダム の規模 長 ハ ロ 堤 高 ハ 貯 砂 量 七五メートル 六・五メー トル 一三、九四 二立方メー トル	約三億九千 六百万円	平成十二年九月 二十七日	熊本県	三件	別図十五 中①	既設・計画 中
周辺砂防対策 (滑川流域N O・14)	同右	ダム の規模 長 ハ ロ 堤 高 ハ 貯 砂 量 六八メートル 六メートル 二、九三 立方メートル		平成十年十月十 二日	同右	四件	別図十五 中②	既設
周辺砂防対策 (滑川流域N O・8)	同右	ダム の規模 長 ハ ロ 堤 高 ハ 貯 砂 量 九七メートル 七メートル 九、三六 立方メートル		平成九年十一月 十日	同右	五件	別図十五 中③	同右
周辺砂防対策 (八勢川流域 N O・3)		ダム の規模 長 ハ ロ 堤 高 ハ 貯 砂 量 六七・五メ ートル 一〇・五メ ートル 二二、四二 立方メー			同右	二件	別図十五 中④	同右

中②

別図十五 から⑤中 まで⑦									
同右									

十四 旭川近文台演習場

事業名	環境影響評価	調査目的等	所要予算額	事業開始年月日	事業者	工事等件数	設置場所 別図十六	既設・計画中の別 既設
-----	--------	-------	-------	---------	-----	-------	--------------	----------------

十五 函館駒ヶ岳演習場

[illegible]

十六 釧路演習場

事業名	天寧川土砂流出対策	環境影響評価	調査目的等	所要予算額	事業開始年月日	事業者	工事等件数	設置場所	既設・計画中の別
		対象事業に該当しないため行っていない。	ダムの規模 イ堤長 二七メートル ロ堤高 三・五メートル	約五千万円	平成十年六月二十六日	北海道釧路町	二件	別図十八	既設

十七 米子日光演習場

十八 山口むつみ演習場

事業名	環境影響評価	調査目的等	所要予算額	事業開始年月日	事業者	工事等件数	設置場所 別図二十	既設 既設・計画中の別
-----	--------	-------	-------	---------	-----	-------	--------------	----------------

一 本表は、防衛施設局の保有する文書において確認できたものを記載しており、「――」は、同局において当該事項について確認できなかったことを表す。

ことを表す。

「環境影響評価」は、法令（条例を含む。）に定める環境影響評価をいう。

「所要予算額」は、平成九年度から平成十四年度（平成十五年二月末までに限る。）までの各年度における予算執行額の合計額である。事業開始年月日は、事業に係る最初の契約年月日である。

「事業者」は、防衛施設局から事業の実施について委託を受けた者である。

六 「工事等件数」は、平成九年度から平成十四年度（平成十五年二月末までに

約件数の合計であり、各事業に係る当該件数は、一部重複しているものがある。

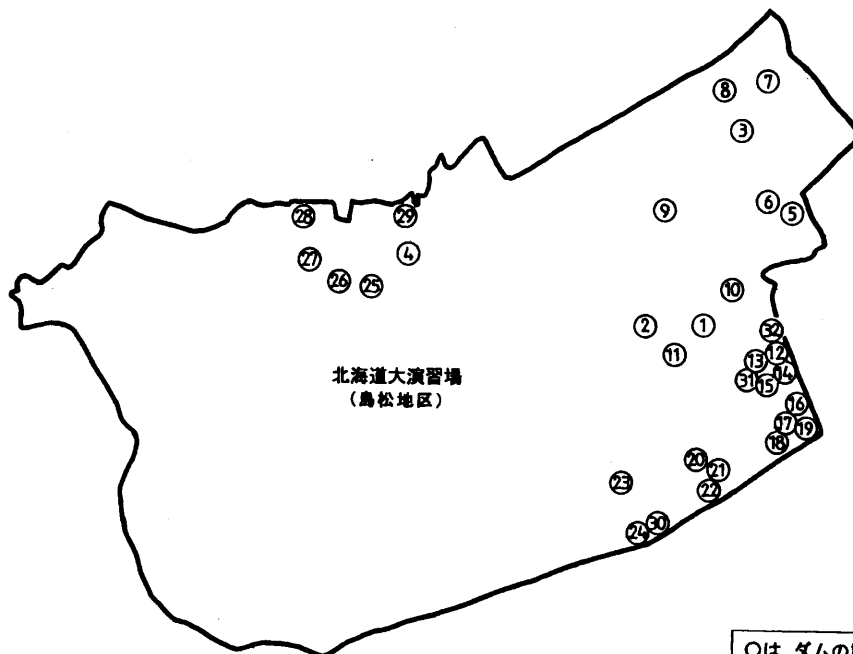
「一言画中」とは、現在、事業を行っているものをいう。

別圖一



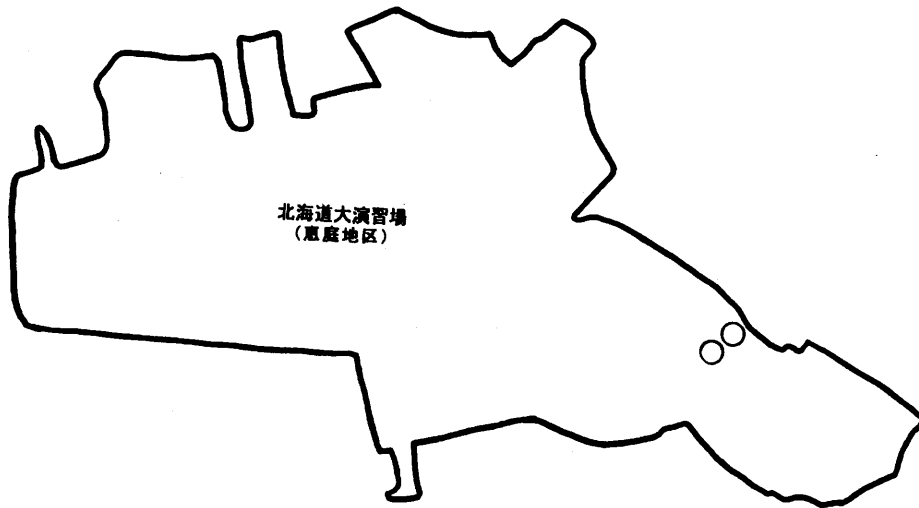
○は、ダムの設置場所を表す。

別圖二



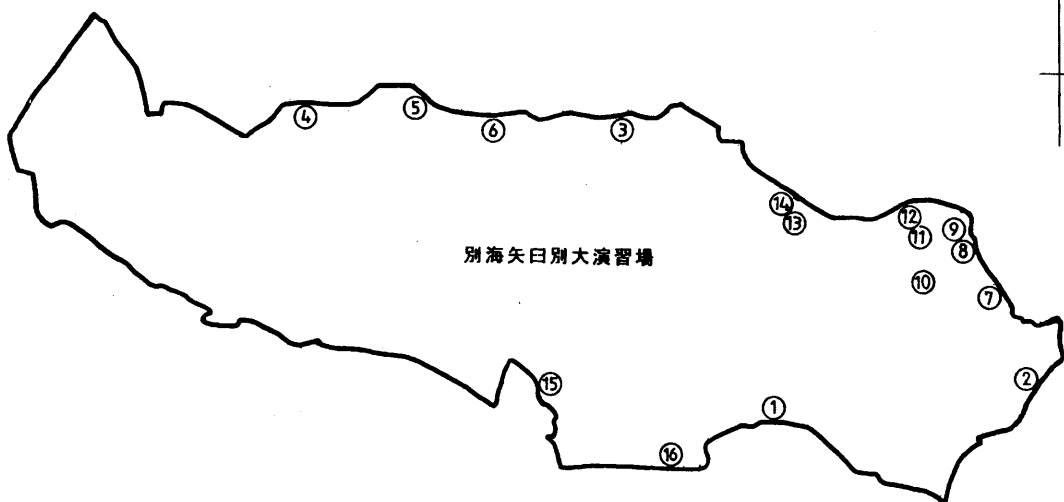
○は、ダムの設置場所を表す。

別図三



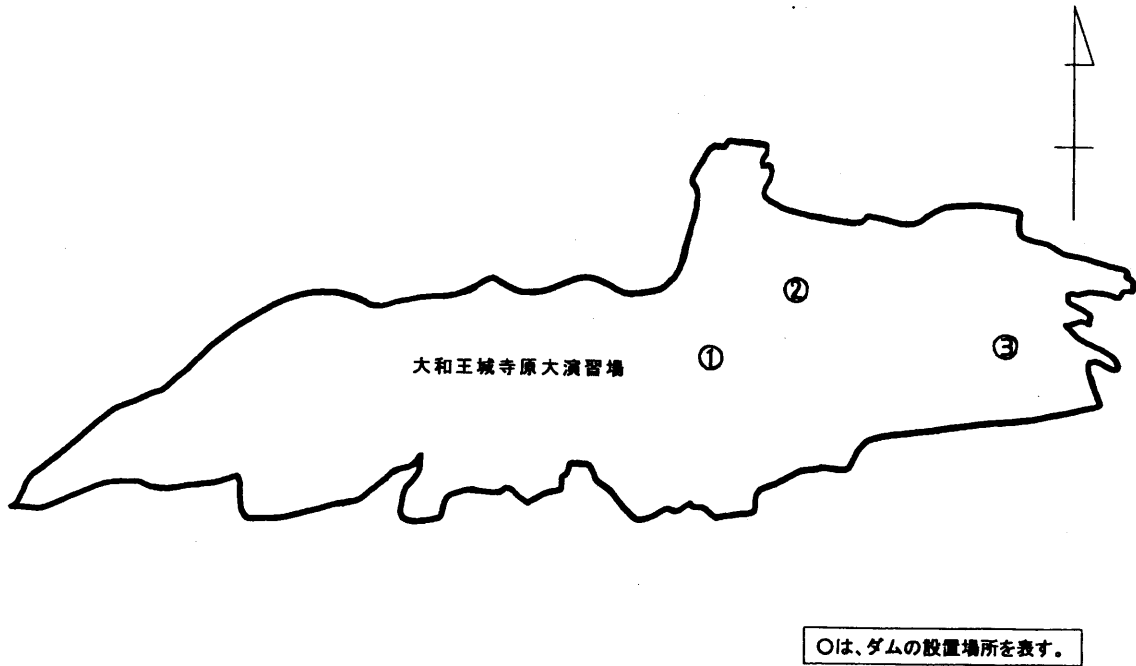
○は、ダムの設置場所を表す。

別図四

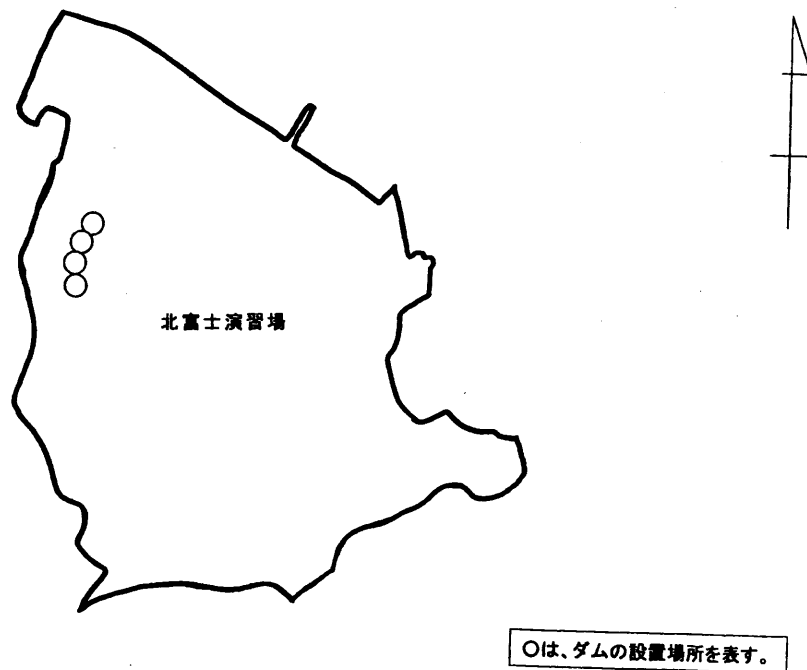


○は、ダムの設置場所を表す。

別図五



別図六

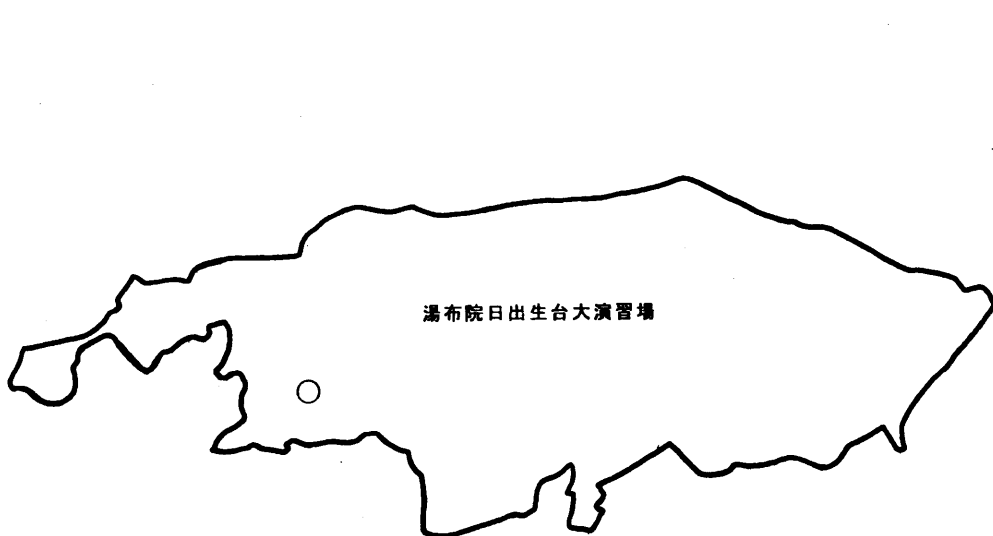


別図七



○は、ダムの設置場所を表す。

別図八



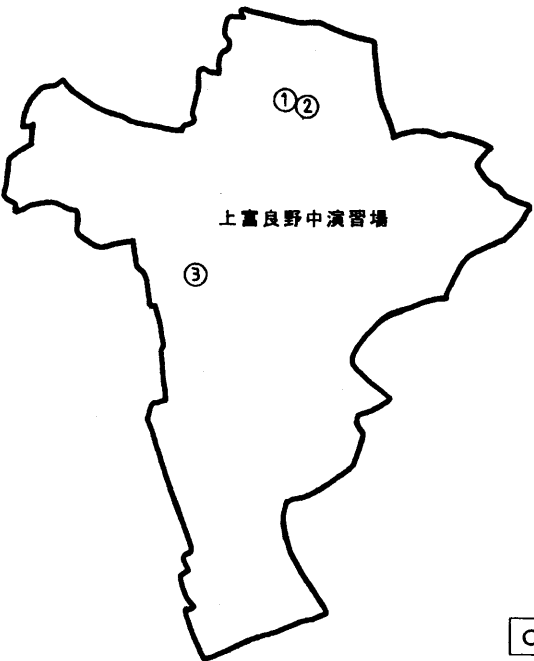
○は、ダムの設置場所を表す。

別図九



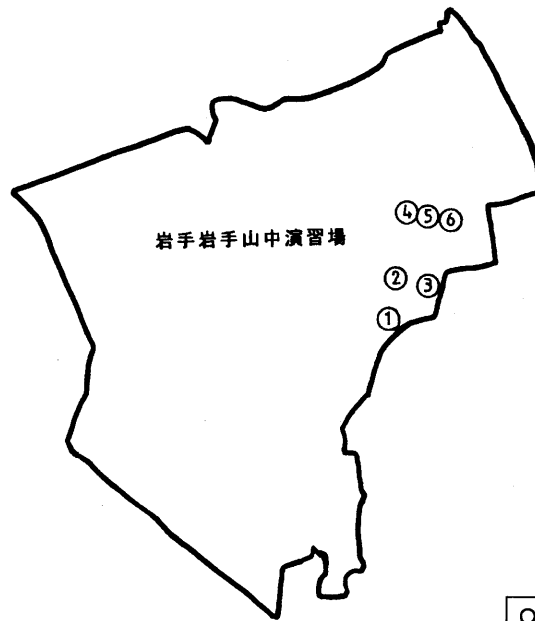
○は、ダムの設置場所を表す。

別図十



○は、ダムの設置場所を表す。

別図十一



○は、ダムの設置場所を表す。

別図十二

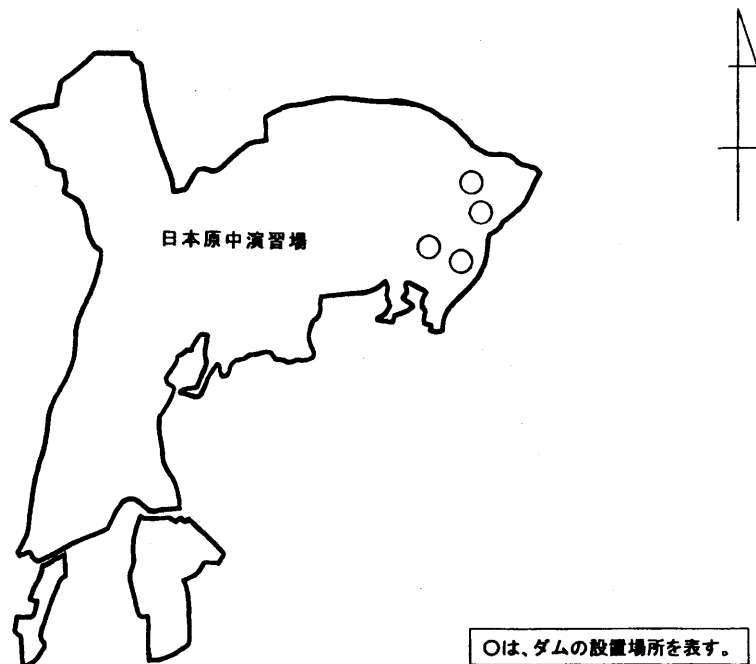


○は、ダムの設置場所を表す。

別図十三



別図十四



別図十五



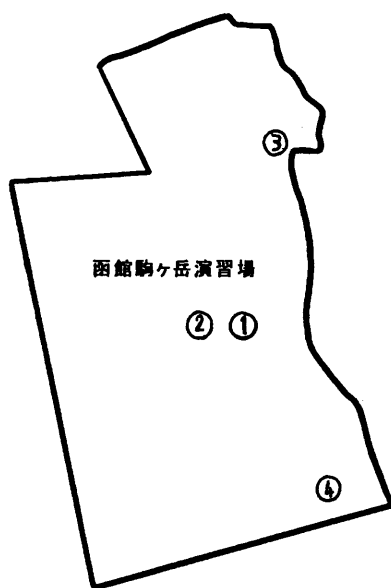
○は、ダムの設置場所を表す。

別図十六



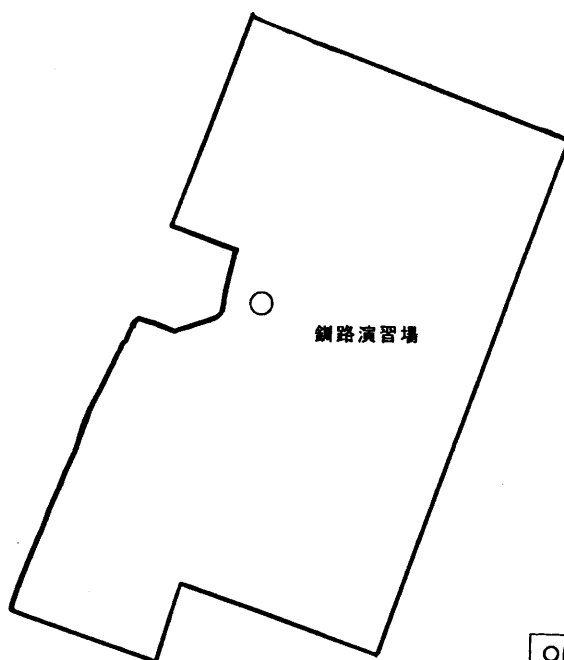
○は、ダムの設置場所を表す。

別図十七



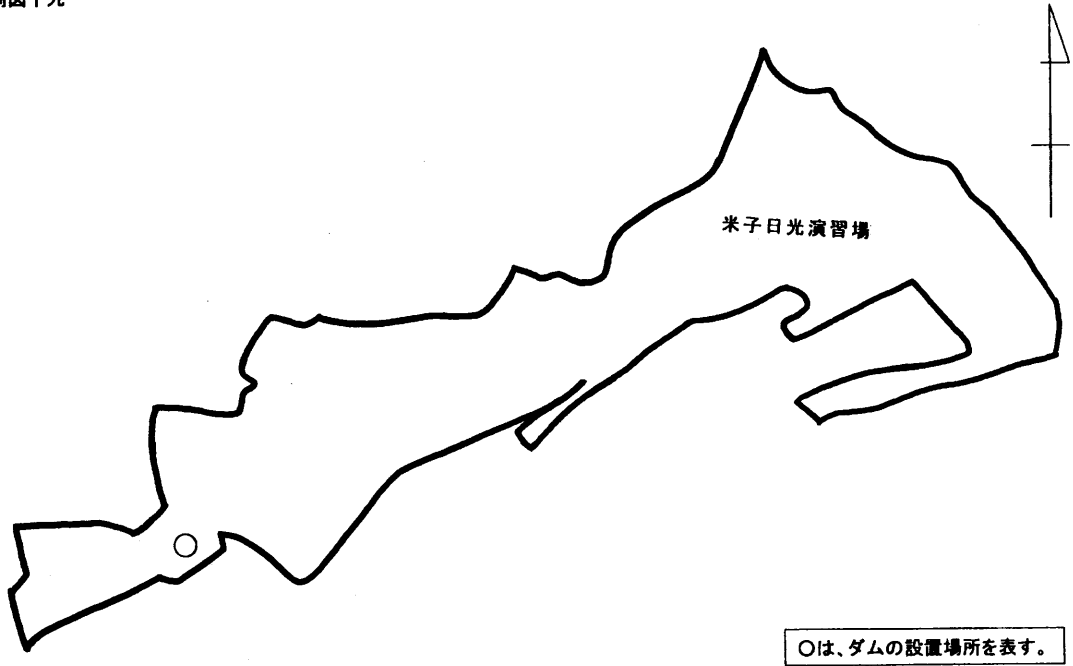
○は、ダムの設置場所を表す。

別図十八



○は、ダムの設置場所を表す。

別図十九



別図二十



平成十五年三月十八日 衆議院會議録第十五号

平成十五年二月二十日提出
質問 第二二三号

「男女共同参画社会実現」等と教育分野における規制緩和に関する質問主意書

提出者 植田 至紀

「男女共同参画社会実現」等と教育分野における規制緩和に関する質問主意書

現在、トヨタ、J R西日本等の財界の出資による「全寮制男子校」設置の構想があるが、国家政策として男女共同参画が課題となっているいま、性別に特化した学校設立には、時代錯誤という印象を禁じ得ない。教育は、両性の平等を基礎とすべきであり、教育分野の規制緩和により、「両性の平等」「男女共同参画社会の実現」が損なわれてはならないと考える立場から質問するものである。

1 今後、性別に特化した学校を設立することは、「男女共同参画」と矛盾するのではないか。
2 教育分野において「規制緩和」が図られるとしても、「両性の平等」「男女共同参画社会」を目指すために、教育内容に格段の配慮が払われるべきではないのか。

3 学校設立の認可にあたっては「男女共同参画」への配慮をその判断基準のひとつとすべきではないか。
性別別の新設校を認めるのであれば、その教育内容において「男女共同参画」はどのように取り扱われるべきか。

4 現行の教育基本法において、学校新設の認可を求め設立され、教育基本法の理念を尊重する立場をとって運営されている学校に対して、教育基本法等が改正された場合に、「理念」「教育方針」において、新たな教育基本法等に従うよう変更を求めることとなるのか。
右質問する。

議長報告 恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

内閣衆質一五六第三号
平成十五年三月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員植田至紀君提出「男女共同参画社会実現」等と教育分野における規制緩和に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員植田至紀君提出「男女共同参画社会実現」等と教育分野における規制緩和に関する質問に対する答弁書

1 について

学校における男女の共学については、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)第五条の規定により、教育上尊重されるべきものであるが、これは、すべての学校における男女の共学を一律に強制する趣旨のものではなく、個々の学校において男女共学とするか男女別学とするかについては、地域の実情、学校の特色等に応じて設置者等において適切に判断されるべきものであると考えている。

2 について

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校及び幼稚園の教育課程の基準である学習指導要領等は、児童生徒の発達段階に応じて、職業生活や社会参加について男女が社会の対等な構成員であることなどについて指導することとしており、男女の人権の尊重等の男女共同参画社会の形成についての基本理念を踏まえたものとなっている。なお、大学及び高等専門学校の教育内容については、男女共同参画社会の形成についての基本理念を踏まえつつ、各学校が自主的に判断するものと考えている。

3 について

学校の設置の認可については、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める編制、施設、設備等についての設置基準等に従い、学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)第四条の規定により、文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会が行っているところである。御指摘の「男女共同参画」の配慮の意味は必ずしも明らかではないが、学校の設置の認可について、男女別学でないことを要件とすることは、1 について述べた趣旨から適切ではないと考えている。

また、2 について述べたように、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校及び幼稚園については、男女共同参画社会の形成についての基本理念を踏まえた学習指導要領等が定められているところであり、大学及び高等専門学校の教育内容については、男女共同参画社会の形成についての基本理念を踏まえつつ、各学校が自主的に判断するものと考えている。

4 について

新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について、現在、文部科学省の中央教育審議会において審議が行われているところであり、教育基本法に新たに盛り込むべき内容等については、検討中であるため、お尋ねの教育基本法が改正された場合に必要となる措置については、現段階でお答えすることは困難である。

(答弁通知書受領)

一、去る十四日、内閣から、衆議院議員保坂展人君提出刑務所作業製品(CAPIC キヤピック)の表示問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十五年四月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十四日、内閣から、衆議院議員保坂展人君提出刑務官による受刑者暴行死傷事件に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十五

年五月六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十五年一月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第一号中「二十六万九千九百円を」二十六万七千五百円に改め、同項第二号及び第三号中「十五万四千二百円を」十五万二千八百円に改める。

附則

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(扶助料の年額の改定)

第二条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)附則第十四条第一項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成十五年四月分以降、その加算の年額を、改正後の同項に規定する年額に改定する。

(職権改定)

第三条 前条の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

理由

最近の社会経済情勢等にかんがみ、普通扶助料に係る寡婦加算の年額の引下げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成十四年における消費者物価の動向等にかんがみ、普通扶助料に係る寡婦加算の年額の引下げを行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 普通扶助料に係る寡婦加算の年額の引下げ
普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成十五年四月分以降、扶養遺族である子を二人以上有する妻にあつては二十六万七千五百円に、扶養遺族である子を一人有する妻及び扶養遺族である子を有しない六十歳以上の妻にあつては十五万二千八百円に引き下げること。

2 施行期日

この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

平成十四年における消費者物価の動向等にかんがみ、普通扶助料に係る寡婦加算の年額の引下げを行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

平成十五年三月十三日

総務委員長 遠藤 武彦
衆議院議長 綿貫 民輔殿

公共事業基本法案

右の議案を提出する。

平成十五年六月五日

提出者

前原 誠司 佐藤謙一郎
鉢呂 吉雄 大谷 信盛
賛成者 安住 淳 外百十八名

公共事業基本法

(目的)

第一条 この法律は、公共事業が国民の社会経済生活に多大な影響を与えること及びその費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることにかんがみ、公共事業に関する基本理念を明らかにするとともに、公共事業に関する国と地方公共団体との役割分担を明確にし、並びに公共事業中期総合計画及び公共事業実施計画の作成及び国会における承認、公共事業の再評価及び事後評価等に関する事項について定めることにより、公共事業に関する施策の計画性、総合性及び一体性を確保するとともに、公共事業に関し、国会の関与の強化、情報公開の促進、民意の反映及び時代に即応した是正を図り、もって国民的視点に立ち、かつ、社会経済情勢の変化を踏まえた公共事業を推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共事業」とは、次に掲げる事業で、国、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(国が出資しているものに限る。以下「特殊法人」という。)、地方公共団体その他政令で定める者が実施するものをいう。

- 一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一条第二項に規定する土地改良事業
- 二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項に規定する森林における造林、間伐及び保育並びに林道の整備に関する事業
- 三 森林法第四十一条に規定する保安施設事業その他の治山事業
- 四 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第二条に規定する沿岸漁場整備開発事業
- 五 漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第三条に規定する漁港施設の整備に関する事業及び漁港の環境の整備に関する事業

六 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園(当該都市公園に都市基盤整備公団が設ける公園施設を含む。)その他の公園又は緑地の整備に関する事業

七 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道(以下「公共下水道」という。)、同条第四号に規定する流域下水道(以下「流域下水道」という。))及び同条第五号に規定する都市下水路の整備に関する事業

八 河川法(昭和三十三年法律第六十七号)第三条第一項に規定する河川(同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。))に関する事業その他の治水事業

九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事に関する事業

十 海岸法(昭和三十一年法律第一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設の整備に関する事業及び海岸の環境の整備に関する事業

十一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路の整備に関する事業

十二 住宅の建設に関する事業

十三 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第一条に規定する新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業

十四 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設(同条第六項の規定により港湾施設とみなされる施設を含む。))の整備に関する事業、港湾の環境の整備に関する事業並びに同条第八項に規定する開発保全航路の開発及び保全に関する事業

十五 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項に規定する空港その他の飛行場が公共の用に供されるもの(これらと併せて設置すべき航空保安施設その他の施設を含む。以下「空港」という。))の整備に関する事業及び空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に関する事業

十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物を処理するための施設(公共下水道及び流域下水道を除く。))の整備に関する事業

(基本理念)
第三条 公共事業は、環境との調和を図り、安全で質の高い国民生活を実現し、及び産業の生産性を向上させることを目指すものでなければならない。

2 公共事業は、地域の実情に応じて、地域住民の理解の下に実施されるものでなければならない。

3 公共事業については、国が実施する事業を地方公共団体が実施することができない広域的な事業に限定する等地方分権の徹底が図られなければならない。

4 公共事業を実施するに当たっては、財政の健全性の確保に最大限の考慮を払うとともに、民間の能力を十分に活用する等最も効果的な手法により、最少の費用で最大の効果が得られるようにしなければならない。

5 公共事業を実施するに当たっては、環境の保全に最大限の配慮を払わなければならない。
6 公共事業を実施するに当たっては、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、不断に事業の在り方を見直さなければならない。
7 公共事業を実施するに当たっては、積極的な情報の公開により国民に説明する責務を全うするとともに、計画の作成、実施及び評価の各段階において、国民の参加を積極的に求めなければならない。
(国と地方公共団体との役割分担)
第四条 国又は特殊法人が実施することができる

公共事業は、次に掲げる事業に限定するものとす、その他の公共事業については、地方公共団体等が実施するものとする。

一 国有林野に関する事業
二 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する公園又は緑地の整備に関する事業

三 河川法第四条第一項に規定する一級河川に関する事業

四 国土を縦断し、横断し、又は循環して、全国的な幹線道路網の枢要部分を構成し、かつ、政治上、経済上、又は文化上特に重要な都市を連絡する道路の整備に関する事業

五 全国新幹線鉄道整備法第二条に規定する新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業
六 千葉港湾、京浜港湾、名古屋港湾、四日市港湾、大阪港湾、神戸港湾及び博多港湾に関する事業

七 新東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、東京国際空港及び大阪国際空港に関する事業

八 その他その性質において地方公共団体が実施することが適当でない事業

九 国又は特殊法人が実施する公共事業に要する費用は、国又は特殊法人が負担することを基本とするものとする。

(公共事業中期総合計画の作成及び国会承認等)
第五条 政府は、平成十四年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中に国及び特殊法人が実施する公共事業に関する総合的な計画(以下「公共事業中期総合計画」という。)を作成しなければならない。

2 公共事業中期総合計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 五箇年間ににおける公共事業の実施に関する基本方針
二 五箇年間ににおける公共事業の実施の目標及び事業の量

3 政府は、都道府県の意見を聴いて、公共事業中期総合計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県は、前項の意見を述べようとするときは、市町村の意見を聴かなければならない。

5 政府は、公共事業中期総合計画の案を作成したときは、これを公開し、広く国民の意見を聴かなければならない。

6 政府は、公共事業中期総合計画を作成しようとするときは、公共事業調査会の意見を聴かなければならない。この場合において、政府は、前項の規定により聴取した国民の意見の概要を記載した書類を公共事業調査会に提出しなければならない。

7 政府は、公共事業中期総合計画を作成したときは、当該公共事業中期総合計画の初年度の開始前に、これを国会に提出し、その承認を受けなければならない。

8 政府は、前項の規定による国会の承認があったときは、遅滞なく、公共事業中期総合計画を公表しなければならない。

9 第三項から前項までの規定は、公共事業中期総合計画の変更について準用する。この場合において、第七項中「当該公共事業中期総合計画の初年度の開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

(公共事業実施計画の作成及び国会承認等)
第六条 政府は、公共事業(その事業費の総額が百億円未満となる)が見込まれるものを除く。次項において同じ。)を実施しようとするときは、当該公共事業の実施計画を作成し、国会の承認を受けなければならないものとする。この場合において、政府は、当該公共事業の費用効果分析の結果に関する資料その他の資料を国会に提出しなければならないものとする。

2 特殊法人は、公共事業を実施しようとするときは、当該公共事業の実施計画を作成し、政府の認可を受けなければならないものとする。

3 政府は、前項の認可をしようとするときは、国会の承認を受けなければならないものとする。この場合において、政府は、当該公共事業の費用効果分析の結果に関する資料その他の資料を国会に提出しなければならないものとする。

(再評価)

第七条 政府は、国又は特殊法人が実施する公共事業で次のいずれかに該当するものについて、事業の継続の適否を判断するための評価(以下「再評価」という。)を行うものとする。

一 事業の実施の決定の後五年を経過した時点で着手されていない事業
二 事業の実施の決定の後十年を経過した時点で完了していない事業

三 関係地方公共団体の多数の住民が事業の継続に反対の意思を表明した事業

四 再評価の対象となった事業で、再評価の後二年を経過したもの
五 社会経済情勢の変化により事業計画の見直しが必要とされる事業

2 再評価は、次に掲げる観点から行うものとする。

一 事業の必要性の度合
二 事業の効果(費用効果分析を含む。以下同じ。)

三 事業の円滑な実施の可能性
四 事業の実施に係る環境等への影響

五 事業の目的とする効果と同程度の効果を実現する別の方策の有無
六 事業を中止した場合の影響

3 政府は、再評価を行うに当たっては、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 政府は、再評価を行うに当たっては、再評価の対象となる公共事業に関する資料を公開し、広く国民の意見を聴かなければならない。

5 政府は、再評価を行うに当たっては、公共事業調査会の意見を聴かなければならない。この

場合において、政府は、前項の規定により聴取した国民の意見の概要を記載した書類を公共事業調査会に提出しなければならない。

6 政府は、再評価を行ったときは、その結果に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第八条 政府は、第六条第一項の国会の承認を受けた公共事業について、再評価の結果に基づき、事業を継続しようとするときは、当該公共事業の実施計画を作成し、国会の承認を受けなければならないものとする。

2 特殊法人は、第六条第二項の認可を受けた公共事業について、再評価の結果に基づき、事業を継続しようとするときは、当該公共事業の実施計画を作成し、政府の認可を受けなければならないものとする。

3 政府は、前項の認可をしようとするときは、国会の承認を受けなければならないものとする。

(事後評価)

第九条 政府は、国又は特殊法人が実施する公共事業について、事業の終了後二年以内に、事業の効果に関する評価を行うものとする。

2 政府は、国又は特殊法人が実施する公共事業について、事業の終了後十年を目途として、事業の効果並びに事業の実施が及ぼした環境への影響その他社会的、経済的及び文化的な影響に関する評価を行うものとする。

3 第七条第三項から第六項までの規定は、前二項の規定による評価を行う場合に準用する。

(調査会の設置及び権限)
第十条 内閣府に、公共事業調査会(以下「調査会」という。)を置く。

2 調査会は、この法律及び他の法令の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、公共事業に関する重要事項を調査審議する。

3 調査会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることが出来る。

(調査会の組織)

第11条 調査会は、委員十人をもって組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することが出来る。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

5 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることが出来る。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなると認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することが出来る。

8 調査会の事務を処理させるため、調査会に事務局を置く。

(調査会の審議の公開等)

第12条 調査会の審議は、公開して行なう。

2 調査会は、審議に用いた資料を公表しなければならない。

(協力依頼等)

第13条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、必要があると認めるときは、公聴会を開くことができる。

(政令への委任)

第14条 この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方公共団体の講ずる施策)

第15条 都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、条例で定めるところにより、この法律の規定に基づく国の施策に準じた施策を講ずるものとする。

2 市町村(指定都市を除く。)は、この法律の規定に基づく国の施策に準じた施策を講ずるよう努めなければならない。

附 則

1 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、附則第四項から第六項までの規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(検討)

2 地方公共団体が公共事業を実施する場合における住民参加の在り方については、これを推進する観点から速やかに検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるべきものとする。

(国土総合開発法の廃止)

3 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)は、廃止する。

(道路整備緊急措置法の廃止)

4 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)は、廃止する。

(道路整備特別会計法の一部改正)

5 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)第三條の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガスの収入額の二分の一に相当する金額を同法第

二條の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行なう道路整備事業(同條第一項に規定する)を、道路整備事業(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による)に改め、同條第二項中「昭和二十七年法律第八十号」を削る。

第三條中「により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入、第四條の規定を削る。

第三條中「により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入、第四條の規定を削る。

第四條中「道路整備緊急措置法第五條第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付を除く。」を削る。

附則第十八項中「第三條中「第四條を」第三條中「次條」に、「第四條又は」を「次條又は」に、「の交付」とあるのは「の交付並びに」を「道路整備事業」とあるのは「道路整備事業(」に改め、「貸付金の貸付け」の下に「を除く。」を加える。

(空港整備特別会計法の一部改正)
空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とする。

附則第十四項中「附則第十五項」を「附則第十四項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とする。

(関係法律の整理等)
附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な関係法律の整理その他必要な事項は、別に法律で定める。

(見直し)
揮発油税制、石油ガス税制その他自動車に係る税制に関しては、平成十六年三月三十一日までに、その簡素化、環境への負荷に対する税負担の在り方等について検討が加えられ、その結果に基づき総合的かつ抜本的な見直しが行われるべきものとする。

理 由

公共事業が国民の社会経済生活に多大な影響を与えること及びその費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることにかんがみ、国民的視点に立ち、かつ、社会経済情勢の変化を踏まえた公共事業を推進するため、公共事業に関する基本理念を明らかにするとともに、公共事業に関する国と地方公共団体との役割分担を明確にし、並びに公共事業中期総合計画及び公共事業実施計画の作成及び国会における承認、公共事業の再評価及び事後評価等に関する事項について定めることにより、公共事業に関する施策の計画性、総合性及び一体性を確保するとともに、公共事業に関し、国会の関与の強化、情報公開の促進、民意の反映及び時代に即応した是正を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平年度約一億円の見込みである。

公共事業基本法案(前原誠司君外三名提出、第百五十一回国会衆議院第三六号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、公共事業が国民の社会経済生活に多大な影響を与えること及びその費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることにかんがみ、公共事業に関する国と地方公共団体との役割分担を明確にするるとともに、公共事業中期総合計画及び公共事業実施計画の作成及び国会における承認等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 「公共事業」とは、土地改良事業、森林整備事業、治山事業、沿岸漁場整備開発事業、漁港整備事業、都市公園等整備事業、下水道整備事業、治水事業、急傾斜地崩壊対策事業、

平成十五年三月十八日 衆議院會議録第十五号

公共事業基本法案及び同報告書 社会資本整備重点計画法案及び同報告書

四〇

- 1 海岸事業、道路整備事業、住宅建設事業、新幹線整備事業、港湾整備事業、空港整備事業及び廃棄物処理施設整備事業で、国、特殊法人、地方公共団体その他政令で定める者が実施するものをいうこと。
- 2 公共事業は、環境との調和を図り、安全で質の高い国民生活を実現し、及び産業の生産性を向上させることを目指すものでなければならぬこと等を公共事業に関する基本理念とする。
- 3 国又は特殊法人が実施できる公共事業を広域の見地から行われる事業等に限定し、その他の公共事業については、地方公共団体等が実施すること。
- 4 政府は、都道府県、国民等の意見を聴いた上で、平成十四年度以降の毎五箇年を各一期として国及び特殊法人が実施する公共事業中期総合計画を作成し、国会の承認を受けなければならないこと。
- 5 政府及び特殊法人は、事業費の総額が百億円以上となることが見込まれる公共事業を実施するときは、当該公共事業の実施計画を作成し、それぞれ国会の承認又は政府の認可を受けなければならないこと。
- 6 政府は、国又は特殊法人が実施する公共事業で一定の要件に該当するものについて、再評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、国会に提出しなければならないこと。
- 7 政府及び特殊法人は、5の国会の承認又は政府の認可を受けた公共事業について、再評価の結果に基づき、事業を継続しようとするときは、当該公共事業の実施計画を作成し、それぞれ国会の承認又は政府の認可を受けなければならないこと。
- 8 政府は、国又は特殊法人が実施する公共事業について、事業の終了後二年以内に、事業の効果に関する評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、国会に提出しなければならないこと。

- 9 内閣府に公共事業調査会を置くこと。
 - 10 国土総合開発法を廃止し、国土総合開発計画制度を廃止すること。
 - 11 道路整備及び空港整備に係る特定財源制度を廃止すること。
 - 12 この法律は、平成十三年十月一日から施行すること。ただし、11の規定は、平成十四年四月一日から施行すること。
- 二 議案の否決理由
- 本案は、公共事業に関する国と地方公共団体との役割分担を明確にするとともに、公共事業中期総合計画及び公共事業実施計画の作成及び国会における承認等の措置を講じようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。
- なお、本案に対し、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。
- 三 本案施行に要する経費
- 本案施行に要する経費は、平年度約一億円の見込みである。
- 四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
- 国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して副国土交通大臣より「政府としては、反対である」旨の意見が述べられた。
- 右報告する。
- 平成十五年三月十四日
- 国土交通委員長 河合 正智
衆議院議長 綿貫 民輔殿
- 社会資本整備重点計画法案
- 国会に提出する。
- 平成十五年二月四日
- 内閣総理大臣 小泉純一郎

- 社会資本整備重点計画法
- (目的)
- 第一条 この法律は、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずることにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定と向上に寄与することを目的とする。
- (定義)
- 第二条 この法律において「社会資本整備重点計画」とは、社会資本整備事業に関する計画であつて、第四条の規定に従い定められたものをいう。
- 2 この法律において「社会資本整備事業」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業
 - 二 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第二条第三項に規定する交通安全施設等整備事業(同項第一号に掲げる事業に限る。)
 - 三 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項に規定する鉄道施設(軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道施設を含む。)
 - 四 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるもの(これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この号において「空港」という。)の設置及び改良に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に関する事業
- 五 港湾法(昭和二十五年法律第二十八号)第二条第五項に規定する港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業

- で港湾その他の海域における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うもの並びに同条第八項に規定する開発保全航路の開発及び保全に関する事業
- 六 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第一条第二項に規定する航路標識の整備に関する事業
- 七 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園その他政令で定める公園又は緑地の新設又は改築に関する事業及び都市における緑地の保全に関する事業
- 八 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道及び同条第五号に規定する都市下水路の設置又は改築に関する事業
- 九 河川法(昭和三十一年法律第六十七号)第三条第一項に規定する河川(同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。)
- 十 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備に関する事業
- 十一 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第五十一条第一項第一号又は第三号に規定する地すべり地域又はばた山に關して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はばた山崩壊防止工事に関する事業
- 十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事に関する事業
- 十三 海岸法(昭和三十一年法律第一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業
- 十四 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲

げる事業と一体となつてその効果を増大させるため実施される事務又は事業

(社会資本整備重点計画の基本理念)

第三条 社会資本整備重点計画(以下「重点計画」という。)は、これに基づき社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に実施することにより、国際競争力の強化等による経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下同じ。)並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

2 重点計画は、社会資本整備事業の実施に関し、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、適切な役割分担の下に国の責務が十分に果たされることとなるよう定めるものとする。

3 重点計画は、民間事業者の能力の活用及び財政資金の効率的使用に配慮しつつ、社会資本の整備状況その他の地域の特性に応じた社会資本整備事業が実施されるよう定めるものとする。

(重点計画)

第四条 主務大臣等は、政令で定めるところにより、重点計画の案を作成しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により作成された重点計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

3 重点計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標

二 前号の重点目標の達成のため、計画期間において効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要

三 地域住民等の理解と協力の確保、事業相互間の連携の確保、既存の社会資本の有効活用、公共工事の入札及び契約の改善、技術開発等による費用の縮減その他社会資本整備事業を効果的かつ効率的に実施するための措置に関する事項

四 その他社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的な実施に関し必要な事項

4 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、都道府県等の意見を聴くものとする。

5 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、環境の保全の観点から、環境大臣に協議しなければならない。

6 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案(第二項第二号から第十一号までに掲げる事業(以下「治水事業」という。)に係る部分に限る。)を作成しようとするときは、治水事業と治山緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)第二条に規定する治山事業との総合性を確保するため、同法第三条第一項に規定する治山事業七箇年計画又はその変更の案との調整を図らなければならない。

7 主務大臣等は、第二項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、重点計画を公表しなければならない。

8 前各項の規定は、重点計画を変更しようとする場合について準用する。

(社会経済情勢の変化に対応した変更)

第五条 主務大臣等は、社会経済情勢の変化に的確に対応するために重点計画を変更する必要があると認めるときは、速やかに、前条第八項において準用する同条第一項の規定によりその変更の案を作成しなければならない。

(重点計画と国の計画との関係)

第六条 重点計画は、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画並びに環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。

(社会資本整備事業に係る政策の評価)

第七条 主務大臣等は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十八号)第

六条第一項の基本計画を定めるときは、同条第二項第六号の政策として、第四条第三項第二号の規定によりその概要が重点計画に定められた社会資本整備事業を定めなければならない。

2 主務大臣等は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条第一項の実施計画を定めるときは、前項の社会資本整備事業に係る同条第二項の事後評価の方法として、第四条第三項第一号の規定により重点計画に定められた重点目標に照らして評価を行う旨を定めなければならない。

(重点計画の実施)

第八条 政府は、この法律及び他の法律で定めるもののほか、重点計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(主務大臣等)

第九条 第四条第二項(同条第八項において準用する場合を含む。)における主務大臣は、内閣総理大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務大臣等は、国家公安委員会、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

3 この法律における主務省令は、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(国の無利子貸付け等)

第二条 国は、当分の間、政令で定める町村に対し、第二条第二項第七号に規定する公園又は緑地のうち政令で定めるものの設置で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するもののうち、重点計画に照らし重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公園又は緑地の設置について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 町村が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(検討)

第三条 政府は、重点計画の計画期間の最終年度において、社会経済情勢の変化、当該計画期間内における社会資本の整備状況等を勘案して、重点計画に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、その実施に関する重点目標、その達成のために実施すべき事業の概要等を定める社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会資本整備重点計画法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、社会資本整備事業を重点的、効果的

平成十五年三月十八日 衆議院會議録第十五号

かつ効率的に推進するため、重点目標、事業の概要等を定める社会資本整備重点計画の策定等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 「社会資本整備事業」とは、道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、都市公園・緑地、下水道、河川、砂防設備、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、海岸等に関する事業をいうこと。

2 社会資本整備重点計画(以下「重点計画」という。)は、国際競争力の強化等による経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現と安全の確保、環境の保全等を基本理念として定めること。

3 主務大臣等は、あらかじめ、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに都道府県の意見を聴いた上で、重点計画の案を作成し、閣議の決定後遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

4 主務大臣等は、政策評価に関する基本計画を定めるときは、事後評価の対象とする政策として、その概要が重点計画に定められた社会資本整備事業を定めなければならない。事後評価の実施計画を定めるときは、当該社会資本整備事業に係る事後評価の方法として、重点目標に照らして評価を行う旨を定めなければならないこと。

5 この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由
社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、重点目標、事業の概要等を定める社会資本整備重点計画の策定等の措置を講じることとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成十五年三月十四日
国土交通委員長 河合 正智
衆議院議長 綿貫 民輔殿

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右国会に提出する。

平成十五年二月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(港湾整備緊急措置法等の廃止)

第一条 次の法律は、廃止する。

一 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)

二 下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十一号)

三 都市公園等整備緊急措置法(昭和四十七年法律第六十七号)

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

第二条 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「治山治水緊急措置法」を「治山緊急措置法」に改め、同項第三号中「同条第三項第一号」を「同条第二項第一号」に改める。

(警察法の一部改正)

第三条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三項中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第四条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表林業施設の項中「治山治水緊急措置法(昭和十五年法律第二十一号)第一条第三項第二号」を「治山緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)第一条第二号」に改める。

第五条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律

第三十四号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

道路整備費の財源等の特例に関する法律
第一条中「を緊急かつ計画的に整備することにより、道路交通を」の交通に、「資し」を「資するため、道路整備費の財源等に関する特例を定め」に改める。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「道路整備費」とは、高速自動車国道及び一般国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業(これに密接に関連する環境対策事業その他の政令で定める事業を含む。)以下「道路の整備に関する事業」という。の実施に要する国が支弁する経費をいう。

第三条第一項中「平成十年度を」平成十五年度に、「道路整備五箇年計画の実施に要する国が支弁する経費(以下「道路整備費」という。を「道路整備費」に改め、同条第二項中「道路整備五箇年計画を実施するため」を「平成十五年度以降五箇年間は」に改め、「同項の」を削り、同条に次の四項を加える。

3 国土交通大臣は、前二項の規定による措置を講じて平成十五年度以降五箇年間に於ける道路の整備に関する事業の量の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

4 前項の事業の量は、社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第 号)第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画に即したものでなければならない。

5 国土交通大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、同項の事業の量を都道府県知事に通知しなければならない。

6 前三項の規定は、第三項の事業の量を変更しようとする場合について準用する。

第五條第一項中「平成十年度を」平成十五年度に、「第二条第一項を」第二条に、「道路整備五箇年計画に照らし緊急に」を「当該五箇年間に重点的、効果的かつ効率的に」に改める。
(道路整備特別会計法の一部改正)

第六條 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)第三条を」道路整備事業(道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第三条第一項)に、「同法第一条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行う道路整備事業(同条第一項)を」その実施に要する国が支弁する経費に充てることとされている同法第二条に改め、「貸付けをいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第三条中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)第十条第一項を」交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第六条第一項に改め、「(第一条第一項に規定する道路整備事業をいう。以下同じ)」を削る。

第三条の二及び第四条中「道路整備緊急措置法」を「道路整備費の財源等の特例に関する法律」に改める。

附則第二十八項を第二十九項とし、第二十三項から第二十七項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第二十二項中「附則第二十四項を」附則第二十五項に改め、同項を附則第二十三項とする。

附則第二十一項中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改め、同項を附則第二十二項とする。

附則第二十項中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業

の推進に関する法律」に改め、同項を附則第二十一項とする。

附則第十九項中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改め、同項を附則第二十項とする。

附則第十八項中「附則第二十項若しくは第二十三項を」附則第二十一項若しくは第二十四項に、「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に、「附則第十九項、第二十一項、第二十二項又は第二十四項を」附則第二十項、第二十三項、第二十三項又は第二十五項に改め、同項を附則第十九項とする。

附則第十七項中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則第十六項の次に次の一項を加える。

17 社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第 号)第五条の規定による改正前の道路整備緊急措置法(以下この項において「改正前の法」という。)第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行つた道路整備事業(平成十四年度以前の年度のこの会計の予算で平成十五年度以後の年度に繰り越したものにより行う道路整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第七條 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第一条中「治山治水事業」を「治山事業」に改める。

治山緊急措置法

平成十五年三月十八日 衆議院會議録第十五号

第二条第二項を削り、同条第三項中「次の各号」を「次に」に、「前二項」を「前項」に改め、「又は治水事業」を削り、同条第三号及び第四号を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第三条の見出し中「及び治水事業七箇年計画」を削り、同条第一項中「建設大臣は、河川審議会の意見を聴いて、平成九年度以降の七箇年間に於いて実施すべき治水事業に関する計画(以下「治水事業七箇年計画」という。)の案を、それぞれを削り、同条第二項中「又は治水事業七箇年計画及び」、治水事業又は治水事業につきを削り、同条第三項を削り、同条第四項中「又は建設大臣及び又は治水事業七箇年計画」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は建設大臣及び又は治水事業七箇年計画」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は治水事業七箇年計画」を削り、「林政審議会」と、同項及び前項中「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第一項中「河川審議会」とあるのは「社会資本整備審議会」と、同条第七項中「治山治水事業」を「治山事業」と治水事業(社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第 号)第一条第二項第九号から第十一号までに掲げる事業をいう。以下この項において「同じ」とに、「治水事業七箇年計画」を「同法第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画(治水事業に係る部分に限る。))」に、「相互調整」を「調整」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削る。

第四条(見出しを含む。)中「及び治水事業七箇年計画」を削る。

附則第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

附則第三項及び第四項を削る。

(治水特別会計法の一部改正)

第八条 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項を次のように改める。

治水事業で国が施行するものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第一条第二項第一号中「直轄治水事業」の下に「治水事業で国が施行するものうち次項第四号に規定する多目的ダム建設工事以外のものをいう。以下同じ。」を、「及び」の下に「同号に規定する」を加え、同項第二号中「法第二条第二項第一号」を「次項第一号」に、「法第二条第三項第一号から第三号まで」を「第四項第一号及び第二号」に、「及び海岸法」を「並びに海岸法」に改め、同項第三号中「法第二条第二項第一号」を「次項第一号」に、「同条第三項」を「第四項」に、「同条第四号中「法第二条第二項第五号」を「次項第五号」に、「同条第三項」を「第四項」に改め、同項第五号中「法第二条第二項各号」を「次項各号」に、「同条第三項」を「第四項」に改め、同項第六号中「法第二条第四項に規定する」を「次項第一号から第三号までに掲げる事業第四項の規定に該当するものを除く。」の施行に必要な土木に係る建設技術に関する」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前二項の「治水事業」とは、次に掲げる事業で、国が施行するもの、都道府県知事又は市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するもの、水源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による無利子の貸付けに係るものをいう。

一 河川法第三条第一項に規定する河川(同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。)に関する事業(第四号及び第五号に該当するものを除く。)

二 砂防法第一条に規定する砂防設備に関する事業

三 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第五十一条第一号又は第三号に規定する地すべり地域又はばた山に關して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はばた山崩壊防止工事に関する事業

四 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第一条第一項(沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第百七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する多目的ダムの建設工事(以下「多目的ダム建設工事」という。)に関する事業

五 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第十八条第一項第一号及び第二号の事業

4 次に掲げる事業は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する治水事業に含まれないものとする。

一 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業

二 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業その他同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため、土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

三 地震による地盤の変動のため必要を生じた河川に関する事業で政令で定めるもの

第四条第一項第二号中(昭和三十三年法律第三十五号)、「(昭和三十三年法律第三十号)及び(平成十四年法律第十四号)」を削り、同項第三号中(昭和三十六年法律第二百十八号)を削り、同項第六号及び同条第二項第五号中「法第二条第二項各号」を「第一条第三項各号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

平成十五年三月十八日 衆議院會議録第十五号

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

附則第二十一項中「第一条第一項に規定する」の下に「治水事業で国が施行するもののうち、それぞれを加える。」

附則第二十二項から第二十八項までの規定中「それぞれを削り、第一条第一項に規定する」の下に「治水事業で国が施行するもののうち、それぞれを加える。」

附則第三十五項を第三十六項とし、第三十四項を第三十五項とする。

附則第三十三項中「附則第三十五項を」を「附則第三十六項」に改め、同項を附則第三十四項とする。

附則第三十二項を第三十三項とし、第三十一項を第三十二項とする。

附則第三十項中「附則第三十四項を」を「附則第三十五項」に、「附則第三十一項、第三十二項、第三十三項又は第三十五項を」を「附則第三十二項から第三十四項まで又は第三十六項」に、「附則第三十三項又は第三十五項を」を「附則第三十四項又は第三十六項」に改め、同項を附則第三十一項とする。

附則第二十九項中「法第二条第二項第五号を」を「第一条第三項第五号」に、「同条第三項を」を「同条第四項」に、「法第二条第二項第一号を」を「第一条第三項第一号」に改め、同項を附則第三十項とする。

附則第二十八項の次に次の一項を加える。

29 社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第七号)第七條の規定による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業七箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したもの(平成十四年度以前の年度のこの会計の予算で平成十五年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む)は、第一条第一項に規定する治水事業で国が施行するもののうち、それぞれ直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

第九條 港灣整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「港灣整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)第三条に規定する港灣整備七箇年計画の実施に伴い、港灣整備事業(同法第二条に規定する港灣整備事業をいう。以下同じ。)」を「港灣整備事業」に改め、同条第二項中「行なうもの」を「行うもの」に改め、同条第三項中「港灣整備緊急措置法第二条第一号を」を「次項第一号」に改め、同項第五号の二中「港灣整備緊急措置法第二条第一号の二」を「次項第二号」に改め、同項第六号中「港灣整備緊急措置法第二条第三号を」を「次項第四号」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第八号中「港灣整備緊急措置法第二条第四号を」を「次項第五号」に改め、同項第九号中「港灣整備緊急措置法第二条第五号」を「次項第六号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の「港灣整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 港灣施設の建設又は改良の事業(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためにこれと合併して行う事業その他政令で定める事業を除く)及びこれらの事業以外の事業で港灣その他の海域における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うものであつて、国土交通大臣が施行するもの及び港灣管理者が施行し、かつ、これに要する費用の全部又は一部を国が負担し又は補助するもの

二 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)第十九条第一号の規定により広域臨海環境整備センターが行う廃棄物埋立護岸の建設又は改良の事業

三 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第二条第一項の規定により運輸大臣が指定した法人が施行する外貿埠頭の建設又は改良の事業

四 港灣法第五十五條の七第一項の規定による国の貸付けに係る特定用途港灣施設の建設又は改良の事業

五 民間開港の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十一号)第五条第一項の規定による国の貸付けに係る港灣施設の建設又は改良の事業

六 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第十三条第一項の規定による国の貸付けに係る港灣施設の建設又は改良の事業

七 港灣法第四十三條の六の規定により国土交通大臣が施行する開発保全航路の開発及び保全の事業

第四条第一項第六号中「(昭和六十二年法律第六十二号)」を削り、同項第七号中「(平成十一年法律第百十七号)」を削り、同条第二項第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「港灣整備事業」の下に「(第一条第三項に規定する港灣整備事業をいう。以下同じ。)」を加え、同項第三号の二中「(昭和五十六年法律第七十六号)」を削る。

附則に次の一項を加える。

28 社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第七号)第一条の規定による廃止前の港灣整備緊急措置法第三条に規定する港灣整備七箇年計画に係る港灣整備事業で国が施行したもの(平成十四年度以前の年度のこの会計の予算で平成十五年度以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港灣整備事業を含む)は、第一条第一項に規定する港灣整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

(災害対策基本法の一部改正)

第十条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第九号を次のように改める。

九 治山緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)第三条第一項に規定する治山事業に関する計画

第三十八條第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一項を加える。

十四 社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第 号)第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画

(森林・林業基本法の一部改正)

第十一条 森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十條第三項中「治山治水緊急措置法」を「治山緊急措置法」に改める。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)

第十二條 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律

第一条中「緊急に」を「特に」に、「もとに」を「下に」に、「行ない」を「行い」に改める。

第二条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第一号中「が行なう」を「が行う」に改め、同号ロ中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「が行なう」を「が行う」に改め、同号イ中「緊急に」を「特に」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三条から第五条までを削る。

第六条第一項中「緊急に」を「特に」に改め、平成八年度以降の七箇年間に於いて「を削り、同条を第三条とする。

第七条を削る。

第八条第一項中「特定交通安全施設等整備事業

業七箇年計画を「前条第一項の規定により指定された道路について、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第 号）第二項第一項に規定する社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）に、「総理府令・建設省令」を「内閣府令・国土交通省令」に改め、「協議により」の下に「重点計画の計画期間における」を、「実施計画の下に（以下「実施計画」という。）を加え、「建設大臣を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「前項の」を削り、同条第三項中「第一項の」を削り、同項後段を削り、同条を第四条とする。

第九条の見出しを「（特定交通安全施設等整備事業の実施）」に改め、同条第一項中「前条第一項の」を削り、同条第二項を削り、同条を第五項とする。

第十條第一項から第三項までの規定中「交通安全施設等整備事業を「特定交通安全施設等整備事業」に改め、同条を第六項とする。

第十一條の見出しを「（国の財政上の措置）」に改め、同条中「第九條第二項の規定により」を削り、「地方単独交通安全施設等整備事業を「特定交通安全施設等整備事業以外の交通安全施設等整備事業」に改め、同条を第七項とする。

第十二條中「第八條第三項において準用する同条第一項を「第四條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第八項とする。

附則第五項及び第八項中「第十條第二項を「第六條第二項」に改める。

（新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第十三條 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律昭和四十五年法律第七号の一部を次のように改正する。

別表道路の項中「道路法第二條第一項に規定する道路の新設又は改築で道路整備緊急措置法第二條第一項に規定する道路整備五箇年計画に基づくもの」を「道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二條に規定する道路の新設又は改築」に改める。

（自転車道の整備等に関する法律の一部改正）

第十四條 自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

（自転車道の計画的整備）

第五條 社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第 号）第二條第一項に規定する社会資本整備重点計画は、自転車道の計画的整備が促進されるよう配慮して定められなければならない。

（水源地域対策特別措置法の一部改正）

第十五條 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七項の表道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）第四條の項中「道路整備緊急措置法を「道路整備費の財源等の特例に関する法律」に改める。

（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正）

第十六條 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二條第四項第七号中「治山水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第二條第二項第一号を「治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）第一條第三項第一号」に改める。

（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第十七條 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改める。

（独立行政法人土木研究所法の一部改正）

第十八條 独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一号中「治山水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第二條第四項を「治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）第一條第二項第六号」に改め、同条第二号中「道路整備緊急措置法を「道路整備費の財源等の特例に関する法律」に、「第二條第一項に規定する道路の整備を「第二條に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕」に改める。

（石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十九條 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十八條中「治山水緊急措置法第二條第三項を「治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）第一條第四項各号」に改める。

（沖繩振興特別措置法の一部改正）

第二十條 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六條第二項中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改める。

（独立行政法人緑資源機構法の一部改正）

第二十一條 独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十條を次のように改める。

（治山水緊急措置法の一部改正）

第二十條 治山水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（独立行政法人水資源機構法の一部改正）

第二十二條 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十九條を次のように改める。

第十九條 削除

附則第二十條のうち、治水特別会計法第一條第二項第四号の改正規定中「改める」を改め、同条第三項中「水資源開発公社」を「独立行政法人水資源機構」に改め、同項第五号を次のように改める」に改め、同号の改正規定に次のように加える。

五 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二條第一項第一号及び第二号並びに附則第四條第一項に規定する業務に該当する事業

附則第二十條のうち、治水特別会計法第四條第一項第三号の改正規定中「（昭和三十六年法律第百十八号）及び（平成十四年法律第百八十二号）」を削り、同法附則第二十九項の改正規定中「附則第二十九項を「附則第三十項」に、「法第二條第二項第五号に掲げる事業（同条第三項）」を「旧水公団法第十八條第一項第一号及び第二号に掲げる事業（法第二條第三項）」を「第一条第三項第五号に掲げる事業（同条第四項）」を「旧水公団法第十八條第一項第一号及び第二号に掲げる事業（第一条第四項に改め、同法附則第三十項の改正規定中「附則第三十項を「附則第三十一項」に改め、同法附則第三十一項の改正規定中「附則第三十一項を「附則第三十二項」に改め、同法附則第三十二項の改正規定中「附則第三十二項を「附則第三十三項」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第二十三條 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第三号中「治山水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）」を削る。

第十四條第一項第三号中「港灣整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十四号）」を削る。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（治山水緊急措置法の一部改正）

第二十條 治山水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（独立行政法人水資源機構法の一部改正）

第二十二條 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十九條を次のように改める。

（治山水緊急措置法の一部改正）

第二十條 治山水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（独立行政法人水資源機構法の一部改正）

第二十二條 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十九條を次のように改める。

（治山水緊急措置法の一部改正）

第二十條 治山水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（独立行政法人水資源機構法の一部改正）

第二十二條 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十九條を次のように改める。

（治山水緊急措置法の一部改正）

第二十條 治山水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（独立行政法人水資源機構法の一部改正）

第二十二條 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十九條を次のように改める。

（治山水緊急措置法の一部改正）

第二十條 治山水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（独立行政法人水資源機構法の一部改正）

第二十二條 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十九條を次のように改める。

（治山水緊急措置法の一部改正）

第二十條 治山水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（独立行政法人水資源機構法の一部改正）

第二十二條 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十九條を次のように改める。

平成十五年三月十八日 衆議院會議録第十五号

(都市公園等整備緊急措置法の廃止に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定の施行前に国が貸付けを行った同条の規定による廃止前の都市公園等整備緊急措置法第四条第一項の規定による貸付金の償還及び償還金に相当する金額の交付については、なお従前の例による。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成十四年度以前の年度の予算に係る国の負担金、補助金又は貸付金で平成十五年度以降に繰り越されたものに係る交通安全施設等整備事業の実施並びに当該事業に要する費用についての国及び地方公共団体の負担並びに国の補助及び貸付けについては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

社会資本整備重点計画法の施行に伴い、港湾整備緊急措置法、下水道整備緊急措置法及び都市公園等整備緊急措置法を廃止し、道路整備費の財源等の特例措置を引き続き平成十五年度以降五箇年間講じることとする等とともに、国有林野事業特別会計法その他の関係法律の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、社会資本整備重点計画法の施行に伴い、関係法律を廃止し、道路整備費の財源等の特例措置を引き続き平成十五年度以降五箇年間講ずる等の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 港湾整備緊急措置法、下水道整備緊急措置法及び都市公園等整備緊急措置法を廃止すること。

2 道路整備緊急措置法について、題名を「道路整備費の財源等の特例に関する法律」に改め、道路整備五箇年計画に関する規定を削除すること。また、平成十五年度以降五箇年間は、道路整備費の財源の特例措置を講ずるとともに、地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担金の割合等について、特別の定めをすることができること。

3 治山治水緊急措置法について、題名を「治山緊急措置法」に改め、治水事業に係る規定を削除すること。

4 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法について、題名を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改め、特定交通安全施設等整備事業七箇年計画等に関する規定を削除すること。また、特定交通安全施設等整備事業に要する費用についての国の負担又は補助について、特別の定めをすること。

5 国有林野事業特別会計法その他の関係法律について所要の改正を行うこと。

6 この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

社会資本整備重点計画法の施行に伴い、関係法律を廃止し、道路整備費の財源等の特例措置を引き続き平成十五年度以降五箇年間講ずる等の改正を行うこととする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成十五年度一般会計予算(国土交通省所管国土交通本省)に五十億円、平成十五年度一般会計予算(内閣府所管警察庁)都道府県警察費補助中、百七十五億円、平成十五年度道路整備特別会計予算に三兆三千四百四十六億千円がそれぞれ計上されている。

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書
護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十五年三月十四日

国土交通委員長 河合 正智

衆議院議長 綿貫 民輔

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案

右

平成十五年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律

(義務教育費国庫負担法の一部改正)
第一条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

附則中第二項から第五項までを削り、第一項の項番号を削る。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第二条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条 第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十一項までを削る。

附則第十二項中「附則第五項」を「前項」に、「附則第十七項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第十三項中「附則第十八項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第十四項を第七項とし、第十五項を第八項とする。

附則第十六項中「附則第十二項から第十四項まで」を「附則第五項から第七項まで」に改め、同項を附則第九項とする。

第三十八條の八第五項を削る。
第百十三條第二項中「市町村立学校職員給与負担法」の下に「昭和二十三年法律第百三十五号」を加える。

附則第三十一条中「とあるのは「公立学校を」とあるのは、「公立学校」に改め、「第三十八條の八第五項及び附則第十四條の六第四項中「義務教育諸学校」とあるのは「義務教育諸学校（学校給食法第五條の二に規定する施設を含む）」とを削る。
（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第五條 前條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三十八條の八第五項の規定は、平成十四年四月一日に始まる事業年度において長期給付積立金に充てるべきものとして公立学校共済組合から地方公務員共済組合連合会に払込みのあった金額については、なおその効力を有する。

2 地方公務員共済組合連合会は、平成十五年四月一日前に終了する事業年度において長期給付積立金に充てるべきものとして公立学校共済組合から払込みのあった金額のうち、前條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三十八條の八第五項（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により財政融資資金に預託している金額（以下この項において「預託金」という。）については、預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができ。

理由
共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費の性質にかんがみ、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等

に要する経費を国庫負担の対象外とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、義務教育費国庫負担金について、義務教育に関する国と地方の役割分担及び費用負担の在り方の見直しを図る観点から、その負担対象経費を限定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 義務教育費国庫負担法の一部改正

公立の義務教育諸学校の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。

2 公立養護学校整備特別措置法の一部改正

公立の養護学校の小学部及び中学部の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。

3 施行期日等

（一）この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。

（二）その他所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費を国庫負担の対象外とするものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う国庫負担金の一般財源化額

は、平成十五年度において、二千百八十四億円と見込まれている。
右報告する。

平成十五年三月十四日

文部科学委員長 古屋 圭司

衆議院議長 綿貫 民輔殿

〔別紙〕

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、義務教育の重要性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 義務教育は、憲法の要請により、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、今後とも、国の責任において、その水準の維持向上を図るとともに、教育の機会均等を損なうことのないようにすること。

二 義務教育について国はその責任を適切に果たすため、地方の自主性の拡大という視点に配慮しつつ、義務教育費国庫負担制度を堅持し、地方の財政運営に支障を生じることのないよう適切な措置を講ずること。

三 本法律案に係る地方への財源措置は、平成十五年度の暫定措置となっており、次年度以降も地方財政を圧迫しないように適切な措置を講ずるよう配慮すること。

四 学校栄養職員、事務職員の学校教育において果たす役割の重要性にかんがみ、これらの職員に係る経費についても国庫負担の仕組みを堅持すること。

衆議院会議録第十一号中正誤

三三三三三	段	誤	正
一一四二二	行	小委員会を	小委員会の
末	二	国政調査承認要	国政調査承認要
四三	求署	求書	求書

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五 八四四五	東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	本号一部
(本体 二二〇円)	二二〇円